

学部の設置の趣旨及び設置を必要とする理由

## ア 設置の趣旨及び必要性

### 1 広島文化学園の沿革

学校法人広島文化学園は、「究理実践」を建学の精神として、昭和 39 年に広島文化女子短期大学被服科を創設して以来、同短期大学に食物栄養科、音楽学科、幼児教育学科を設置し、教育内容の刷新を図り、地域社会の要請に応えてきた。また本学園は、呉市及びその周辺地域の要請を受けて、昭和 61 年に公私協力により呉女子短期大学（経営情報学科、生活学科）を設置し、地域社会に多数の人材を輩出してきた。

さらに平成 7 年、呉市との公私協力により呉大学社会情報学部社会情報学科（経済情報学専攻、社会環境情報学専攻）を開設し、地域社会との連携を図りながら各専門分野の深い知識と情報処理能力を兼ね備えた人材の養成を行ってきた。平成 11 年には看護学部を開設し、看護の専門性だけでなくケアの精神と行動力を備えた人材の養成に努めてきた。また同年には呉大学大学院社会情報研究科社会情報専攻修士課程、平成 13 年には呉大学大学院社会情報研究科社会情報専攻博士課程、平成 15 年には呉大学社会情報学部福祉情報学科（平成 20 年に健康福祉学科と名称変更）、平成 16 年には呉大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設し、より高度な知識と技術を身につけ地域の健康促進のリーダーとなる人材の養成へと大学組織を発展させてきた。

社会のニーズに応えるべく改革に取り組み続けてきた本学園は、平成 21 年 4 月に学園内の大学と短期大学を名称変更し、呉大学を「広島文化学園大学」、広島文化短期大学を「広島文化学園短期大学」として、学園内の統合化を進めている。現在、5 キャンパス（呉 郷原キャンパス、広島 坂キャンパス、呉 阿賀キャンパス、呉 呉駅キャンパス、広島 長束キャンパス）において一大学一短期大学（広島文化学園大学、広島文化学園短期大学）の教育研究活動を展開している。

広島文化学園大学と広島文化学園短期大学は、その建学の精神を「究理実践」としている。すなわち「修得した理論を実践に移す」、「実践を伴いながら真理を探究する」、「実践に移せるように理論を追求する」ことを共通の建学の精神としている。またこの精神を具体的に展開するために、哲学者マルチン・ブーバーの「対話」（“我”と“汝”の関係）概念に依拠した「対話の教育」、および「学生と教師が対話を交わして切磋琢磨し、互いが成長し合うこと」を意味する「嚶鳴」を冠した「嚶鳴教育」の理念を掲げている。建学の精神「究理実践」および具体的な教育の展開としての「対話の教育」、「嚶鳴教育」の理念のもと、今後も社会の要請に応えつつ、地域と共に発展し、国際社会に貢献していく学園と

して人材の養成に努めている。

さて、現在、地方都市では大都市に比べ多岐にわたる諸問題が生じている。そこには、人々の生活スタイルの変化、価値観の多様化が根底にひそんでいる。しかし、これら時代の大きな変化に対処できる人材は少なく、地方におけるリーダー養成は急務である。加えて、地方都市における4年制大学志向の高まりからもうかがえるように、4年間で幅広い知識と柔軟性を身につけた地域を担うリーダーの養成への期待が高まっている。

このようなニーズを受けて、本学園は、地域に貢献する人材の養成を果たしてきた実績をもとに、「人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者」の養成を理念とする学部として、平成22年4月に「学芸学部」の開設を予定している。今後さらに短期大学の全ての学科を適時、4年制大学へと移行することで、地域に貢献する人材を広く養成していく。

## 2 学芸学部の設置を必要とする理由

広島文化学園大学は、現代社会のニーズによりの確に応える高等教育機関として、学芸学部（子ども学科、音楽学科）の設置を計画することとした。その現代社会のニーズは、次の2点である。

### 1) 広く深い教養を備えた人材の養成

わが国の大学卒業生には、学士の名に値する人間、すなわち自ら学び、新たな社会的要請に自ら応えようとする人材として、自ら人間形成を果たす教養人であることが求められる。教養という概念は、人間の諸力の調和的発展を内包しており、この概念に基づくならば、まず、自らの専門性にのみ卓越した職業人の養成を目標に掲げるだけではなく、人間形成における人格的基礎としての調和性に対する洞察とその教育的実践が大学での人材養成に求められる。また、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）の指摘する「学士力」、つまり汎用的技能や態度、志向性、さらには総合的な学習経験と創造的思考力は、人間的諸力の調和的発展という教養の理念によってはじめて達成されるものと考えられる。

以上のように、人間の諸力の調和的実現を意味する教養の概念は大学教育の大きな課題と認められるが、その具体的内実として、特に次の三点が挙げられる。「学士力」の社会的要請や専門性の偏重に対する懸念を受け、何らかの専門職の基礎にとどまることのないよう、幅広い学問領域が保障される必要がある。他方で自ら学び新たな社会的要請に自ら応える人材の養成という観点から、幅広い学問領域の中で何を自らの「教養」とみなすか、学習者が自ら考え選択する契機も重要である。教養が単なる知識の習得にとどまらず養成される人材の人格性に反映されるためには、人間のいわば心に届く深度を備え、その理解がはからなければならない。以上の三点を総合した「広く深い教養」こそが現

代に求められる大学の養成する人材であると考えられる。

## 2) 地域を育てる「教育者」の養成

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」等で指摘されているように、大学卒業者の社会的人材としての意義が問われている。さらに、高度に専門分化を進める現代のわが国の産業社会では、特定の領域の専門的職業人の養成をもって大学の社会的使命とはしていない。将来的に新たに登場するであろう専門領域にも対応できる、自ら学び、新たな社会的要請に自ら応えようとする人材こそが、学士の称号を有した大学卒業者の必須条件であると考えられる。

このような現状認識から、地域を担い、地域を創造する人材、いわば地域のリーダーとなる「教育者」の養成こそが、大学教育の要であると認められる。ここでいう「教育者」とは、狭く学校の教師に限定されるものではなく、自己研鑽に努めながら、人とのかかわりの中で地域を育てる人材であり、本学園の掲げる建学の精神「究理実践」およびその教育実践への展開である「対話の教育」、「嚶鳴教育」を自ら実践できる人材にほかならない。

以上のように、「人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成」という理念のもとに、「広く深い教養を備えた教育者の養成」を目的として、広島文化学園は広島文化学園大学学芸学部を設置を計画した。

## 3 学芸学部の名称の理由

本来、学芸学部の「学芸(liberal arts)」の語義は、ラテン語の artes liberales に淵源し、その内容は、ヨーロッパの伝統的な教養の内容をなす「自由七科」(三学(文法、修辞学、論理学)と四科(算術、幾何、天文学、音楽)に由来する。この場合、学芸の内容のひとつとして「音楽」が入れられていることは注目されよう。この教育を行う部門が後のパリ大学の文学部であり、ドイツ大学の哲学部となった。わが国の場合、戦前は、ドイツ大学の影響を受け、特に、文学部を中心とする大学にその形式を見ることができたが、戦後、新制大学がアメリカの教育使節団報告書の勧告に従い、戦前の旧制大学・高等教育における「専門教育」、「職業教育」偏重によるその問題性の指摘を受け、「一般教養」ないしは「一般教育」を導入し、理念的、形式的に、「学芸(artes liberales)」を中核とするその内容を形成した。

他方、その「学芸」を教授し、幅広い教養を培うことを土台に、広く調和のとれた人間形成に係る専門大学・専門学部として、戦後、学芸大学、学芸学部(後に、多くは、教育大学、教育学部に改称)が設置された。この場合も、歴史的には、文学部や哲学部を修了し、一定の資格が認められ、教師になれるものを、リベラル・アーツの師(magister atrium

liberalium)と呼び、現在の「修士」(master)の学位名に伝えられる影響を持っている。従って、広く教師養成にかかわる学部として学芸学部の名称が付されたことも重要である。

このような歴史的背景を受け、今日、特に本学が「学芸学部」を設置しようとするのは、ふたつの課題に応えるためである。第一の課題は、一人の人間として、一人の市民として、社会の中で生きて行くためには、いかなる職業を選択し、いかなる専門家として社会貢献を果たそうとする場合でも、基本的に、広く深い教養の完成を目指す人間、言い換えるなら人格の完成(教育基本法第1条「教育の目的」)を目指す人間でなければならないであろう。とりわけ、この豊かな教養の内実としては、多彩な専門的知識とその応用性、創造性とともに、豊かな感性と知性が調和的に備わっていることが必須であると考えられる。そのため広島文化学園大学は、この豊かな教養の内実を、人間的諸力の調和した「広く深い教養」ととらえ、この教養によって人格の完成を自ら目指す人材を養成すべく、先の歴史的な経緯を持つ内実の「学芸」を中核とする新学部を設置しようとするものである。

第二の課題としては、現代の社会的課題として、広く人間形成に係る人材の養成をおこなう場合、豊かな人間性を基盤として人間を育て地域を育てる人間教育の原点に立った「教育者」の養成を図ることが挙げられる。高度な専門性を有した人材が現在求められているとはいえ、広く人間形成に係る職業人の場合、その専門性の根幹として、人間が人間を育てる原点、すなわち人間教育の立場に立った人間性豊かな教育者の養成が重要であろう。このような教育者の養成こそ学芸学部の本旨であり、わが学園の建学の精神である「究理実践」の具体的展開、すなわち、人間形成理論(学芸)の究明とその理論を実践において展開する教育者の養成とともに、その精神に他ならない。幸いなことに、本学園には、広島文化学園短期大学(平成20年度まで広島文化短期大学)の保育学科、音楽学科等において、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭(音楽)の養成が長年にわたりなされており、地域に多くの人材を輩出し高い評価を得て来た。さらに保育学科では子どもの養育に係る知と実践性、音楽学科の根底である音楽文化を担う人材、これらはいずれもが「広く人間形成に係る」ものであることは言を俟たない。このたび、この伝統を発展的に継承すべく、徹底的な人間教育の立場に立ち、広く人間形成に係る、人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者を養成する学部として「学芸学部」を設置し、現代のわが国の社会に対する貢献を果たすものである。

#### 4 学芸学部子ども学科と音楽学科を設置する理由

広島文化学園の沿革で述べたように、広島文化学園大学は建学の精神として「究理実践」を掲げ、教育現場での具体的な展開として「対話の教育」を遂行している。学芸学部は「人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成」という理念を掲げており、自己研鑽に基づく理論の究明と実践に努め、他者との対話を基盤として、地域の発展に貢献する教育

者の養成を目指している。このような教育者を養成する学科として、子ども学科と音楽学科を学芸学部置く。

子どもの成長を支援することは、地域の未来を根底から支えるもっとも重要な地域貢献である。また音楽文化は人をつなぎ地域の発展を促すために不可欠な文化である。これらのことは「人間を育て地域を育てる」ことの原点にかかわっており、地域に「対話の教育」を自ら実践できる人材が必要だと考えられる。

子ども学科と音楽学科は共に「連携」することにより、高い専門技術（子ども・子育て支援技術、演奏技術）と人間理解力・教育力を基盤とし、地域文化・地域教育へ貢献しながら人と人とのつながりである地域共同体の文化の発展に寄与できる人材を養成する。

#### 1) 子ども学科設置の必要性

子ども学科は、広く深い教養を備え、子どもに直接教育を行う教師、あるいは保護者の支援や子どもの育つ地域環境の創造に寄与する人材、すなわち「教育者」の養成を行うとともに、子どもの育ちとその支援も含めた「子ども学」を総合的に研究し、その成果を広く世に広めることで地域の子育て文化の創造に寄与するものである。

現在、わが国の人口動態における少子・高齢化の状況は、社会構造を激変させ、深刻な社会問題を誘発している。中でも、広く「子ども(特に、乳幼児期から児童期を対象とする)」の成長・発達をめぐる諸問題は、わが国における「教育問題の原点」として強く国民に意識されている(『広島県人づくりビジョン 活力ある人づくりと人を活かす社会づくりをめざして』、平成20年3月、広島県：資料1参照)。ここでは、学問(科学的に裏づけられた「子ども」の成長・発達の機序の学問的把握と共に、広く「子ども」を取り巻く社会的背景(家庭、地域、広く文化等を含む子ども環境等)との関連の中で子どもを全体的に理解することが要請され、同時に、その実践的な「子ども支援」、「子育て支援」が具体的に求められている。これらの観点は、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月17日)においても指摘され、問題範囲が「学校教育」にまで拡大・展開され、子どもの健康・安全に関する教育の方向性として示されている通りである。他方、核家族化や少子化に代表されるように、「子育て」に関する経験の乏しい養育者やその予備軍に対する、新たな「子育て支援」の在り方は、先の「答申」の中で「学校・家庭・地域社会の連携の推進」として示されている。このように「子育て支援」の方向は、「学校・家庭・地域社会の連携」を基軸に、具体的には、幼保一元(「認定こども園」等)、幼小連携のもとで遂行されねばならない課題として要請されている。

これらの社会的要請を背景に、近年、子どもを科学的に把握し、理解する「子ども学」の研究・教育の領域は、具体的な子ども支援、子育て支援に関する実践的領域を支える学問として、ひいては、その実践家の養成として特に注目され、その重要性も強調されてい

る。そこで広島文化学園大学は、これらの時代的・社会的要請に応える専門家の養成を、今日まで、広島文化短期大学（現：広島文化学園短期大学）において、保育士、幼稚園教諭の養成に当たってきた実績を土台としながらも、高度な専門性と学問の総合性を実現する独自の「子ども学」を教育・研究するために、「子ども学科」を設置することとした。

本学部の子ども学科において展開される「子ども学」とは、下記の「教育学」、「心理学」、「小児科学（健康・看護を含む）」を基礎に、この3学問領域を<子どもの人間学>の立場から学際的に統合して展開される「子ども・子育て支援」の理論であり、その実践家の養成である。当然のことながら、わが国における児童学研究や、子どもを中心とする「子ども学」研究の学的遺産を継承しながら、特に、1980年代の小児科学、発達心理学、教育学、保育学、人類学（人間学）、民俗学などの学際的子ども研究の展開として、現在の社会的要請に応える「子ども支援・子育て支援」に焦点化した「子どもの人間学（子どもの存在・発達の意味を含む全体的理解）」を中心に総合化を図るものである。

- ・ 教育学：語源的に「子どもを導く術」として発展した教育学は、主として教員養成においてその展開をなしてきた。しかし、現代の家族における育児機能の低下、地域社会の教育機能の崩壊、具体的には家族における子育てのスタイルの多様化、少子化に伴う子育て環境の変貌などをふまえるならば、子どもの育ちに携わる人間の課題は、狭く学校教育にとどまらない広く社会人一般にも求められているものである。
- ・ 心理学：阪神淡路大震災以降のスクールカウンセラーの導入や登校拒否等の学校をめぐる諸問題に対する子どもの心理的ケアの必要性が広く認知され、具体化されていることから明らかなように、子どもの心理に対する研究と心のケアの実践的能力を備えた教育者のニーズは高い。
- ・ 小児科学（小児の健康と小児看護を含む）：本来、小児科学は幼児の疾病治療を専門とする医学の分野であるが、ここでは疾病の看護の理論および応用を研究する看護（学）、さらには子どもの健康を研究する小児保健学を含むものである。とりわけ今日、健康に対する国民意識の増大もあって子どもの健康に対する意識も高まっており、具体的には、食育に関する制度的整備にまで進んでいる。また、他方で小児科医の減少、子どもの安全に対する意識の高まりなどをふまえるならば、子どもの育ちに携わる者には、基本的な看護的知識を含む子どもの健康への理解が不可欠となっている。
- ・ 子ども支援・子育て支援：「教育学」、「（乳幼児）心理学」、「小児科学（小児の健康と小児看護を含む）」の学際的な研究としての「子ども学」は、子どもの存在・発達はもとよりその意味を含む全体的理解である<子どもの人間学>の具体的・実践的展開として、「子ども支援・子育て支援」へと結実する。子どもの全体的理解とは、具体的に言えば、子どもの身体的器質や生理的機構とともに、心のあり方をも含む心身の理解であり、かつそれらが有する意味を含意する具体的な子どもの存在理解である。

このような子どもの全体的理解が今日強く求められており、子どもの全体的理解に基づく「子ども支援・子育て支援」の実践家の養成は喫緊の課題である。

## 2) 音楽学科設置の必要性

音楽学科は、広く深い教養を備え、音楽文化を創造・推進する人材、あるいは音楽を媒介として広く地域文化の創出に寄与する人材としての「教育者」の養成を行うとともに、音楽文化を自ら広める演奏家を養成することで、地域の音楽文化の振興に寄与するものである。

昭和 51(1976)年 4 月、地域社会の要請を受け、広島文化短期大学（現：広島文化学園短期大学）は音楽学科を設置した。爾来、30 数年間、設置目的に従い、地域における音楽演奏家、音楽指導者の養成に務め、地域社会から高い評価を得てきた。

しかしながら、近年の音楽系高等教育機関と志願者のニーズの現状は、音楽大学教育の再編を求めているように思われる(資料 2 参照)。その現状としては、以下の三点が指摘される。

第一点は、専門的な演奏技術を向上させると同時に、優れた社会的な人格を併せもつ人材の養成には、四年間の習熟期間が必要である、という認識の広がりがかえらる。これは、志願者減が認められる現在の短期大学においても、音楽系短期大学への志願者減が非常に顕著である(資料 3 参照)ことから確認される。特に、最近の音楽志望の学生に顕著にみられるように、中学校、高等学校の時期にクラブ活動から開始した器楽の学習者には、音楽の基礎教育(ソルフェージュ等)の修得と共に専門楽器の技術修得には、厳しい訓練と共に、そのための時間(期間)が求められるのである。

第二点として、かつて多くの音楽大学(4 年制)は、音楽専門職需要の減少を十分認識しながら、従来の(伝統的な)専門分野別の教育の授業形態を継続し、学生の社会参加についてはあくまでも個人的課題として、積極的な関心、関与を必ずしも十分に行ってこなかったが、近年、各大学で社会参加を促進する取組みが散見されるようになっており、おおむね評価を得ているようにうかがえる。これは、学生の社会参加を促す取組みが大学の課題として認識されつつあることの証左である。

第三点は、音楽専門家としての就職の困難さを十分予想しながらも、音楽を好み、演奏技術の向上を望んで、音楽大学への進学を希望する高校生が確実に存在することである。ただし、その音楽大学進学希望者の学習目的は、顕著に多様化しながらも、演奏技術向上を望む点では共通している。

このような音楽系高等教育機関と志願者ニーズの現状を十分に考慮して、広島文化学園は、広島文化学園短期大学の音楽学科を廃止するとともに、特色ある「音楽教育」の専門学科として、新設の学芸学部音楽学科を設置することとした。

まず、専攻楽器の専門教育を充実させるとともに多様な楽器に触れる機会を提供することで、広く音楽全般を理解する能力を備えた人材を4年制大学としての教育課程で養成する。また、学生の社会参加についても対応できるカリキュラムを備えることが求められるため、音楽学科は学芸学部理念に照らし、十分に熟達した技術をもって、地域の文化の振興に寄与することを目指す。すなわち、学芸学部音楽学科として、広く深い教養を基盤としながら、学生に地域への参加意識を高め、学科として教員と学生が共に地域の音楽文化の振興に寄与し、音楽文化を媒介として地域の教育者たる人材を輩出するものである。

そのために音楽学科は、志願者の演奏技術向上への学習意欲を最大限尊重することを原則として、(1)それぞれの希望を満足させる演奏技能教育をおこなうと共に、(2)音楽に関する広範な知識を付与し、同時に、(3)学習者の主体的な演奏発表体験への取り組みを通じて、一般社会全体への理解、社会参加の必要性を認識させ、体得させ、その上で、(4)それぞれの学習者の資質、適性に応じた現実的、具体的な社会参加の途を自覚させる音楽教育をおこなう。

音楽学科は、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成することを目標とし、4年制として再編することによってさらなる発展を目指すものである。特に、音楽学科は地域の音楽文化の担い手を養成することから、教員にとどまらない広い意味での音楽文化の「教育者」を養成する。

### 3) 学芸学部における子ども学科と音楽学科の相互連携

子ども学科と音楽学科の連携により、次のような教育が可能となる。第一に、各々の学科の専門性の基盤となる豊かな「人間性」を培うことを目的に、両学科に共通して開講される専門科目「学部共通科目」を置く。相互の専任教員の指導（学生は他学科専任教員の開講科目を2科目以上履修する）のもと、子ども学科の学生は音楽の学びを通して豊かな人間性への理解を深め、音楽学科の学生は広く人間の形成と存在に対する理解を深めることができる。

第二に、学芸学部の子どもの学科と音楽学科は専門科目でも連携を図り、他学科履修によって、専門性を地域に還元する学生の力が、さらに伸長される。子どもの学科の開講科目としては、広く「子ども学」にかかわる科目の履修によって、学生は、子どもや子育てに限らない広く人間形成を理解することが可能である。また音楽学科の開講科目としては、音楽文化を普及するための実践力の向上が可能になる科目群「音楽と地域」の科目の履修によって、学生は、音楽のすばらしさを平易かつ効果的に伝えられる教育力を身につけることが可能である。すなわち、音楽学科の学生は子どもの学科の科目を履修することで、＜人間の育ちを深く理解した地域の音楽文化の担い手＞となることができる。また子どもの学科の学生は音楽学科の科目を履修することで、＜音楽の魅力を的確に伝える力を備えた子

も・子育て支援の実践家>となることができる。

以上のように、子ども学科と音楽学科は学芸学部の中で、豊かな人間性と教育力を基盤としながら、その専門性をよりの確に地域へと還元する力を身につけることができる。

## 5 学芸学部の設置の目的

広島文化学園大学学芸学部は以上の観点から、人間として広く深い教養を備えた教育者としての資質を基礎に、専門的な諸学問、すなわち、子どもの人間形成にかかわる専門的な学問としての「子ども学」の教育研究、および広く「音楽」に関する学術・技法の教育研究を目的とする。

この目的のもと、学芸学部の養成する人材は、人間的な諸力の調和した広く深い教養を備え、地域に貢献する教育者である。この基盤の上に、深い教養を基盤とする学士力と高度な専門性を有した人材、すなわち地域の子どもの教育・保育・子育てに貢献する人材(子ども学科)と、地域の音楽文化の担い手となる人材(音楽学科)を輩出する。

また学芸学部は入学者の教育だけではなく、「子ども学」、「音楽」の研究を行うとともに、広くその成果を地域社会に還元する。学術的・技法的な成果を学界・音楽界に広く問うとともに、人間としての広く深い教養を培おうとする地域の学習ニーズに応え、子どもの成長と発達を多方面から支援し、音楽をはじめとする地域の文化を推進することで、創造的な地域社会と地域文化の創出の中核としての役割を果たす。

## 6 学芸学部子ども学科並びに音楽学科の目的と目標

(資料4・資料5参照)

### 1)子ども学科の目的と目標

#### (1)子ども学科の目的

教育学、心理学、小児科学(健康・看護を含む)、保育学等の諸学の知見を統合した子ども学の観点から、乳幼児期から児童期にかけての子どもの成長と発達を多角的かつ総合的に究明するとともに、広く深い教養を備え専門的な学問と技能を修得した教育者を養成することによって、子どもの健全な成長と発達に広く資する教育研究を行うことを目的とする。

#### (2)子ども学科の目標

子どもを理解し健全な成長と発達に寄与する、広く深い教養を備えた教育者を養成する。

総合的で体系的な子ども学の教育研究をおこなう。

体験的な演習科目と実習科目を通して実践的技術の向上を図り、子どもと子育てを支援する力を備えた人材の養成を図る。

子どもと子育てをめぐり変化する現代の社会的要請に対応し、教育研究を充実させる。子ども学研究を推進し、研究成果の普及と地域との連携によって、子どもを支える地域社会の創造に貢献する。

社会参加の契機となる科目を充実させ、社会で活躍する人材としての自覚を学習者に促す。

## 2)音楽学科の目的と目標

### (1)音楽学科の目的

芸術分野・音楽の観点から、音楽理論教育と、演奏技能教育をおこない、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材の養成することによって、地域社会の音楽文化発展に資する、教育研究をおこなうことを目的とする。

### (2)音楽学科の目標

優れた社会的人格と、専門的音楽技能を併せ持ち、演奏、音楽教育によって、社会に貢献する人材を養成する。

音楽理論、声楽、器楽に関する教育研究をおこなう。

各学習者の望む演奏技術向上の欲求に応える、演奏実技個人レッスン授業の充実を図る。

演奏の各形態に対応する各種演奏授業により、専門技能に関する広範な知識を教授する。

地域学外で演奏活動を行い、この、地域社会における体験により、学習者の演奏技術向上と、社会全体に対する理解の促進を図る。

資格取得関係科目の開講により、就職の機会を拡大し、学習者の社会参加を促す。

## 7 学芸学部の研究対象とする中心的な学問分野

### 1)学芸学部としての研究対象

学芸学部は広く深い教養を備えた教育者の養成を第一の目的とするため、教育を含んだ人間形成一般を主な研究対象とする。ここでの人間形成の鍵となるのは、広く深い教養と教育との関連である。具体的には、(1)人間的諸力の調和的発展としての教養の解明、(2)地域の創造に寄与する教育者像の解明、である。

(1)教養の前提のひとつとしては、まずは多様な知識の獲得とその実践的応用に注目せねばならない。また人間的諸力の調和のモデルとしては、芸術の中でもとりわけ音楽が人間のみならず世界の調和の文化的表象であったことにも注目される。そして人間的諸力の調和によって、はじめて優れて実践的な技法 (Art) が展開されることは、これまで多く

の哲学者や教育学者が唱えてきたところである。すなわち学芸学部では、広汎な知識の獲得と実践的使用、芸術の人間形成的意義、高度な技法の形成といった人間形成論を研究対象とする。具体的には、子ども学科と音楽学科は音楽の人間形成的意義、諸学の学習と感性教育との関係、学問の習熟と技法の獲得との関係などについて、連携的に研究を進めるものである。

(2)学芸学部の目的のひとつに、地域の創造に寄与することが挙げられる。その目的を達成するためには、地域の現状を解明せねばならない。ひるがえって、子ども学科の人材が活躍する子どもをめぐる環境、および音楽学科の人材が活躍する音楽文化、いずれも教育的・文化的な地域社会の成熟に関わるものである。成熟した地域の創出のための地域研究とそれを担う「教育者」像の提起が、子ども学科と音楽学科の連携による学芸学部の研究対象となる。

この二つの課題に学科の個性を反映させながら、二つの学科の連携によって、研究を促進する。また、子ども学科と音楽学科ではそれぞれ下記の通りである。

#### 2)子ども学科：子ども学

子ども学科では、子どもと子育てに関わる現代の多様なニーズを鑑みて、「子ども学」を研究対象とする。

本学科では、「教育学」、「心理学」、「小児科学(健康・看護を含む)」の3つの学問領域を基礎としながら、子どもの存在理解としての<子どもの人間学>を臨臨床的・実践的に展開する「子ども・子育て支援」を統合して「子ども学」と呼ぶ。

「子ども学」の名称は近年急速に広まったが、「いかに子どもは育つことが望ましいのか」という子どもの存在とその成長・発達の意味を全体的に理解するという<子どもの人間学>と呼ぶべき観点は、実践性を備えた「子ども学」の根幹とみなされる。この観点に立った子ども学の研究成果を教授することで、子どもを支援し子育てを支援することへの熱意と使命感を備えた実践家を養成することができると考えられる。

#### 3)音楽学科：音楽

音楽学科は、音楽理論、声楽演奏法、器楽演奏法を研究対象とする。その学問分野は、芸術分野音楽である。

学問的専門分野の研究として、音楽理論では、楽譜を正確に読むための方法(ソルフェージュ)、楽譜を再現する際に把握しておかなければならない楽音の諸性質の学問的見解(音楽理論)そして演奏に不可欠な解釈のための理論的考察などについて研究し、論文執筆、学会への研究発表をおこなう。声楽演奏法、器楽演奏法では、クラシック音楽の伝統

的解釈に基づく演奏実現のための、技術的諸問題の具体的解決方法と、現代の聴衆から納得を得る演奏は如何にあるべきかを研究対象とし、音楽演奏に関する知的貢献を図り、現代に求められる音楽を地域社会に発表する。

## 8 学芸学部子ども学科及び音楽学科の養成する社会的人材

### 1)学芸学部の養成する「広く深い教養を備えた教育者」

学芸学部では、広く深い教養を備えた教育者の養成が、学科を問わず具体的な人間像の目標になるが、特に、「いつの時代にも求められる資質能力」として、文部科学省が提示している教員の資質能力は、学芸学部の養成する教育者においても重要な指針となる(文部科学省「魅力ある教員を求めて」)。すなわち、(1)地域のリーダー(教育者)としての使命感、(2)人間の成長・発達についての深い理解、(3)子どもや地域の人々に対する教育的愛情、(4)教育内容に関する専門的知識、(5)広く豊かな教養、そして(6)これらに基づく実践的指導力である。

学芸学部の養成する社会的人材は、いかなる職業に就こうとも、こうした「広く深い教養を備えた教育者」としての資質能力を発揮して、学科で修得した専門性を発揮するものである。この学芸学部としての基盤をもとに、養成される社会的人材の実質は、学科ごとに下記のように具体的に展開される。

### 2)子ども学科の養成する社会的人材

幼稚園、小学校、保育所の連携、そして地域全体での子どもの育ちの支援という現代的動向に対応し、子どもの健全な成長・発達を支援できる子どもの支援者としての、広く深い教養を備えた教育者を養成する。子ども、そして大人にもかかわるため、子どもに関する専門的な知識だけでなく、広く深い教養に支えられた実践力を備えている人材を養成するものである。

主な人材としては、下記のものが挙げられる。

#### (1)教養と子ども学を身につけ実践する人材

広く深い教養を基礎としながら、教育学、心理学、小児科学への理解を深めたうえで、心身ともに健やかな子どもの発達を支え、子どもを取り巻く人的・物的環境を理解し、広く子育ての支援の力を備える人材である。子ども学科の学科専門科目を構成する全ての系統(コア科目、教育系、心理系、小児科学(健康・看護)系、子ども・子育て支援系)を四年間通じて履修し、本学科の推進する「子ども学」全体を総合的に修得する。

#### (2)幼小一貫の観点から子どもを教育し、地域の幼小連携に寄与する教師(幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状取得)

現代の幼小連携の社会的ニーズに対応できる人材であり、小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の両方を取得するとともに、子どもの育ちに携わる保護者や地域の人々を支援することができる人材である。

(3)教科の指導力を備えた教師（小学校教諭一種免許状取得）

音楽や理科をはじめとする小学校教科の内容に精通し、心理学や小児科学（健康・看護を含む）の基礎も習得することで、子どもへの指導力を発揮する小学校教諭一種免許状取得者である。

(4)子育て支援の専門家（幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格取得）

幼児と乳児への深い理解を基礎として、子育て支援に携わる人材である。幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を有しながら、子どもの健康や心理への深い理解を備えて子育て支援活動をリードする。

以上の人材を養成するための学習方法に関しては「カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」において履修モデル（資料7）を示し詳述する。

また、大学での学習内容によって、多様な人材が下記のように養成される。

- ・心理学を詳しく学び、子どもだけでなく保護者の心理的サポートやケアができる幼稚園教諭
- ・子どもの健康と医療を理解した保育士
- ・広い教養を備え、子どもを理解できる子ども産業（絵本、玩具、服飾など）従事者
- ・音楽の演奏技術を身につけ教育的意義も理解した小学校教諭、幼稚園教諭

なお、以上の社会的人材像をもとに、具体的な就職を挙げると下記の通りである。

- ・ 小学校教諭
- ・ 幼稚園教諭
- ・ 保育所職員
- ・ 各種の児童福祉施設職員（乳児院、母子生活支援施設、児童館等の児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設、他）
- ・ 子育て支援に携わる公務員
- ・ 一般企業
- ・ 大学院への進学者

3) 音楽学科の養成する社会的人材

音楽学科は、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成する。その主な社会的人材としては下記のものが挙げられる。

- (1) 十分な演奏技術をもって、地域のオーケストラ、オペラ団体、警察音楽隊、消防音楽隊の演奏職として、地域に貢献する人材
  - (2) 中・高音楽教員、および、地域音楽事業所の、音楽教育者として、地域音楽文化向上に貢献する人材
  - (3) 音楽療法士（全国音楽療法士養成協議会音楽療法士（1種））として、地域に貢献する人材
  - (4) 音楽を基礎に広く一般社会で、生涯学習を含む、地域音楽文化向上に資する人材
- 以上の人材を養成するための学習方法に関しては「カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」において履修モデル（資料8）を示し詳述する。

なお、以上の社会的人材像をもとに、具体的な就職を挙げると下記の通りである。

- 1. 地域のオーケストラ、その他の管弦楽団、合奏団等に十分な演奏技術を持って就職、参加する演奏職
  - 地域のオペラ団体に所属する演奏職
  - 警察音楽隊、消防音楽隊の演奏職として地域音楽文化に貢献する演奏職
- 2. 中学校・高等学校の音楽教員として地域の音楽教育に貢献する教育職
  - 地域の音楽事業所の音楽講師として地域の音楽教育に貢献する教育職
- 3. 地域各種施設において、音楽療法士として地域に貢献する人材
- 4. アマチュアコーラスグループ、小学校・中学校・高等学校の吹奏楽部、アマチュア吹奏楽グループ等の指導者、「放課後子ども教室」（文部科学省推進事業）における音楽の活用など子どもと関わる音楽分野での指導者として地域音楽文化振興に貢献する人材

## 9 広島文化学園大学学芸学部子ども学科及び音楽学科に対するニーズ調査とその結果 （本趣旨書の末尾に掲載する「付記」に調査内容等を詳述）

学芸学部の開設準備にあたり、まず地域に対するニーズ調査を行った。主な調査の観点は次の4つである。

- 1) 広島県下、国、公、私立 196 校の校長に宛てた高校生進学調査（資料 a 参照）
- 2) 広島県下、公、私立保育所、幼稚園 890 箇所の所長、園長に宛てた卒業生需要調査（資料 b 参照）
- 3) 広島文化学園短期大学音楽学科在学生に対する 4 年制大学に対する意識調査（資料 c 参照）
- 4) 広島県内の演奏団体、楽器店音楽教室講師の募集状況調査（資料 d 参照）

調査の内容および詳細については、本趣旨書の末尾の「付記 学芸学部子ども学科並び

に音楽学科を設置することに対する社会的要請」を参照されたい。

この調査の結果、下記のことが明らかとなった。

< 子ども学科 >

進学予定者の見込みについて：資料 a の調査結果と広島県の進学者数の資料から、広島県下では男子学生を中心におよそ 1500 名が 4 年制子ども学科への進学を希望していることがわかった。

就職先の需要について：資料 b の調査結果から、およそ 5 割の幼稚園・保育園が 4 年制大学出身者の就職を求めていることがわかった。

これらの結果から、幼稚園・保育園において、性別を問わずあらたに高い専門性を持った人材が求められはじめたこと、その職場へ新たに挑戦していこうとする若い世代が存在することが示唆された。以上のことを踏まえ、広島県下の兆候から定員確保が見込まれるものと考えられる。

< 音楽学科 >

4 年制大学志向について：資料 a の調査結果と広島県の進学者数の資料から、広島県下ではおよそ 150 名が 4 年制音楽学科への進学を希望する可能性があることがわかった。さらには、資料 c の結果から、本学園の短大音楽学科在学生のほとんどが 4 年間で学ぶことの重要性を述べていることが示された。

就職先の需要について：資料 d の結果から、広島県下の音楽の各就職先（演奏団体、楽器店含む）において音楽の高い技能と専門性を兼ね備えた 4 年制大学卒の人材が求められていることがわかった。

これらの結果から、音楽の専門知識を 4 年制大学で学び地域で活躍する人材の養成が求められていることがわかった。地域の現状から定員確保が見込まれるものと考えられる。

## 10 学科の構成（定員）

以上の需要調査等から、学芸学部の子ども学科と音楽学科は、次のように定員を定める。

子ども学科	一学年 80 名、3 年次編入 10 名、総計 340 名
音楽学科	一学年 45 名、3 年次編入 10 名、総計 200 名

子ども学科の定員は、広島県内における男性の小学校教員養成課程の少なさが懸念される一方で、広島文化学園大学の「対話の教育」、「嚶鳴教育」という少人数教育を想定した

建学の理念が十全に生かされるために、80名と定める。あわせて、同一キャンパス内にあ  
る広島文化学園短期大学保育学科からの編入学希望者が存在することも鑑みて、3年次編  
入を10名と定める。

音楽学科は、これまで広島文化学園短期大学が担ってきた高等教育における音楽教育ニ  
ーズへの対応を基本的な責務とする一方で、学習者に対して音楽に関する専門知識、演奏  
技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成するための基  
盤となる施設・設備を十分に提供できる定員を鑑みるなら、学芸学部音楽学科の前身であ  
る広島文化学園短期大学音楽学科および専攻科音楽専攻、音楽演奏専攻をあわせた収容定  
員190名を大きく超えることは避けなければならない。現在、新校舎に音楽学科の学生の  
ためのアンサンブル室などを整備していることから、編入学生を含めた収容定員を200名  
と定め、一学年45名、3年次編入10名とする。

#### 11 既設の短期大学の計画

広島文化学園大学との同一法人校である広島文化学園短期大学は、平成21年4月現在、  
コミュニティ生活学科、食物栄養学科、音楽学科、保育学科の4学科を、広島 長束キャン  
パスにおいて展開している（コミュニティ生活学科は呉 阿賀サテライトキャンパスで  
も授業を開講している）。このたび新設する広島文化学園大学学芸学部は、この広島 長束  
キャンパスにおいて展開されるが、この学芸学部開設に伴い、広島文化学園短期大学のコ  
ミュニティ生活学科と保育学科を定員減、音楽学科を学生募集停止とする。

広島 長束キャンパスの計画			
広島文化学園大学 学芸学部			
子ども学科	入学定員	80名	(新設)
音楽学科	入学定員	45名	(新設)
広島文化学園短期大学			
コミュニティ生活学科	入学定員	120名	100名(定員減)
食物栄養学科	入学定員	50名	(変更なし)
音楽学科	入学定員	80名	0名(学生募集停止)
保育学科	入学定員	130名	70名(定員減)

#### 12 学芸学部子ども学科と広島文化学園短期大学保育学科との相違と連携

広島文化学園は、広島文化学園大学学芸学部子ども学科と同系統の免許・資格を取得で

きる同一法人の学科として、広島文化学園短期大学保育学科を設置している。子ども学科が幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、保育士資格の3つの免許・資格を取得できるのに対して、保育学科は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の2つの免許・資格を取得できる。この両者は、別個の機能を担うものである。

広島文化学園短期大学保育学科は、その開設以来の伝統において、「音楽・図画工作・体育の実技の技術の向上」に力を注いできた。具体的には、短期大学の2年間、3つの実技の領域をそれぞれ一貫して学習できるように教育課程を編成しており、音楽・図画工作・体育の実技力の向上につながる科目が、それぞれ4セメスターにわたって開設している。また保育学科の就職者の過半数が保育士として就職している近年の傾向もあり、例えば小児栄養に関する科目を2年間のうちで3セメスター履修できる教育課程を設けているなど、「保育士の養成」に力を注いでいる。さらに「シミュレーション的体験学習」を謳い、運動会や生活発表会など、保育園や幼稚園で行われる活動のシミュレーションを学習内容の特色としている。

それに対して新設される広島文化学園大学学芸学部子ども学科の大きな特色は、子どもの発達を連続的に支援できる教育者を養成するために、「幼稚園教諭免許状と小学校教諭免許状の同時取得」が可能な教育課程を編成していることにある。保育学科と異なり、子ども学科では小学校教諭免許状を取得できるが、近年特に重要性が指摘される幼稚園と小学校の連携は、幼稚園教諭免許状と小学校教諭免許状の二つを取得した教育者によって促進されるものといわれる。そのため、子ども学科ではこうした連携を担う教育者の輩出を目指し、二つの免許状の同時取得が可能な教育課程を編成する。また、子ども学科は看護師養成の実績を持つ教員を配置しており、「小児科学的な子ども理解」を特色とする。一般的に子どもの健康への配慮は食育などが注目される近年においてとりわけ重要であるが、子ども学科では、医療的・看護的な観点から子どもの健康に配慮し、その成長・発達に寄与する教育者を養成する。さらに、学校教員や保育職に限定されない「子ども支援・子育て支援」への学習者の理解を深めるため、子ども学科では「学科専門科目」においても、子育て支援や病児保育、特別支援教育などに関する授業なども設定しているため、地域の子ども支援・子育て支援へ多角的に参加できる人材養成を行うことができる。なお、「音楽に関連する科目の充実」も子ども学科の大きな特色である。音楽学科の専任教員の担当する授業科目を卒業のために修得すべき科目として定めている（「学部共通科目」において履修）ほか、ピアノの個人レッスンを4年間履修することができるなど、音楽の得意な学生の力を伸ばし、また苦手な学生も、充実した授業を通して着実に音楽の力を伸ばすことができるようにしている。

ただし両学科は同一法人校であることから、教育研究において連携をとることができる。具体的には、教育においては単位互換制度を利用して、一方の学科の学生が他方の学科の授業を履修し、単位を認定することができる。具体的には、短大保育学科の学生が子ども

学科の授業を受講して病児保育について学習することが可能である。また短大保育学科の実技の授業を、子ども学科の学生が履修することで、実技の力をより深めていくことも積極的に認めていく。研究においても、子ども学科と短大保育学科の教員による共同研究が可能であり、例えば子ども学科の小児科学の専任教員と家庭科教育の専任教員、そして短大保育学科で小児栄養を担当する専任教員とが、食育に関する共同研究を行うことなどが構想される。こうした共同研究の成果を地域へ還元することも可能である。

### 13 学芸学部音楽学科と広島文化学園短期大学音楽学科との相違

広島文化学園大学学芸学部音楽学科を新設する理由については、すでに前掲（4学芸学部子ども学科と音楽学科を設置する理由）の通りであるが、募集停止する広島文化学園短期大学音楽学科との相違点については、以下の通りである。

- ・短期大学音楽学科では、2年間という限られた時間の中で演奏技術の向上に尽力しながらも、学生のさらなる技術向上の意欲に応えることに限界があった。他方で多くの学生が、併設する専攻科（音楽専攻は1年間、音楽演奏専攻では2年間）への進学を希望していた経緯がある。学芸学部音楽学科の開設は、個人レッスン科目を四年間一貫して受講できることをはじめ、専門的な演奏技術の向上を志す学生に広く門戸を開き、充実した演奏技術向上の機会を提供するものである。
- ・短期大学音楽学科は、地域総合科学科として認められ、学生の地域への社会参加を促進しながら、学生の人格の涵養に努めてきた。しかし、1年次の後期からすでに就職活動がスタートする近年の学生生活の実態は、社会参加のための十分な時間をとることが困難になっている。そのため、4年制の学芸学部音楽学科では、入学から就職までの橋渡しとなる社会参加の機会を十分に提供する。これによって人格の涵養を果たし、学芸学部理念に適う人材を世に送り出すことができる。

以上をふまえ、四年間の習熟期間を経て、教養と演奏技術をともに備えた地域の音楽文化の担い手としての「広く深い教養を備えた教育者」として社会的人材を輩出する。

## イ 学部、学科等の特色

### 1 学芸学部の担う社会的機能

広島文化学園大学学芸学部は、高等教育機関に求められる人材養成、研究、地域貢献の3つの社会的機能をすべて果たすものであるが、中央教育審議会答申「我が国の高等教育

の将来像」において指摘される「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」の重要性をふまえると、次のように学芸学部の機能を明らかにすることができる。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)

「第2章 新時代における高等教育の全体像

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」より

(2) 大学の機能別分化

世界的研究・教育拠点
高度専門職業人養成
幅広い職業人養成
総合的教養教育
特定の専門的分野(芸術,体育等)の教育・研究
地域の生涯学習機会の拠点
社会的貢献機能(地域貢献,産学官連携,国際交流等)

学芸学部の社会的機能は、第一に 幅広い職業人養成である。学芸学部の養成する人材は「広く深い教養を備えた教育者」であるが、この「教育者」は学校教員に限定されるものでなく、子ども学科では子育て支援の専門家、音楽学科では音楽教室の指導者などを含んでおり、広く地域を育て地域を創造する人材である。また学芸学部では、多様化し新たな職種が登場し続ける現代社会にあって自ら学び自らを育てる教育者という点でも、幅広い職業に対応できる資質を自ら形成できる教育者の養成を目指している。ただし、子ども学科卒業生の進路のひとつである学校教員や保育士、そして音楽学科卒業生の進路のひとつである演奏家は、いずれも高度な専門性を備えることによって、はじめて地域に貢献できる人材として認められよう。そのため、高度な専門性のニーズにも十分対応できる教育課程を編成しており、子ども学科は子ども学を系統的に学習できる体系的カリキュラムを備え、音楽学科は個人レッスンを四年間受けることができるカリキュラムを備えている。

学芸学部の担う第二の社会的機能は、総合的教養教育である。これは「広く深い教養を備えた教育者」という学芸学部の養成する人材像の「広く深い教養」に該当する。上述のとおり、artes liberales に淵源する「学芸」を学部名に掲げる本学部は、人間的諸力の調和的発展をもって教養としている。そのためカリキュラムでは、多領域にわたる授業科目を開設するとともに、知識に偏重しない豊かな人間性の理解を果たす授業科目を「教養科目」、「学部共通科目」に配置する。入学者には個々の授業科目をバランスよく履修できるよう履修指導を行い「広く深い教養を備えた」人材の養成を行うとともに、科目等履修生や単位互換などの制度により授業科目を広く開放することで、総合的教養教育の機能を果たす。

学芸学部の担う第三の社会的機能は、社会的貢献機能（地域貢献）である。これは地域社会を育てる「教育者」の養成という学芸学部の養成する人材像をふまえての帰結でもあるが、同時に、学芸学部および子ども学科と音楽学科の両学科が組織として、地域社会の啓発、地域文化の創造に寄与することを目的としていることでも、この社会的貢献機能は確認される。具体的には、子ども学科は「子ども・子育て支援研究センター」を中心とした活動や子ども学の研究と情報提供を展開することで子どもを育てる文化の創造し、また音楽学科は学内外における演奏を主体とした活動によって地域音楽文化振興の機能を果たす。こうした機能は、広島文化学園が広島文化短期大学（現：広島文化学園短期大学）を開設して以来、常に地域社会の要請に応えてきた伝統を継承するものでもある。

## 2 学芸学部の特徴

学芸学部の秀でた特徴は、子ども学科と音楽学科、並びに学園全体の連携によって、広く深い教養を有した人材を輩出する点にある。これまで、幼稚園・小学校の教員養成並びに保育士養成を行う大学においても、また音楽演奏家を養成する大学においても、その専門性に人材養成の焦点が当てられる傾向にあった。それに対して広島文化学園大学学芸学部は、この二つの専門家を養成する課程をひとつの学部に統合し、両学科の連携を図ることによって、人間的諸力の調和した広く深い教養を有した教育者としての人材を、それぞれの専門分野に輩出するものである。

具体的には、まず、両学科に共通する「教養科目」と「学部共通科目」を設定しており、この科目の中での学習を通して、単なるクラブやサークルなどでの交流とは異なる、学生同士の交流が可能である。

また、学芸学部の特徴である「学部共通科目」は、子ども学科と音楽学科の専任教員がほとんどの授業を担当し、しかも子ども学科の学生は音楽学科の専任教員の科目を、また音楽学科の学生は子ども学科の専任教員の科目を、それぞれ履修することとしている。これによって、学科ごとの専門的な内容にとどまることなく、「学芸」の理念に照らした広く深い教養を養うことができる。また、教員の側も、他学科の学生との関係を構築する契機ともなり、学生指導での連携を両学科で図ることができる。

学芸学部は、学科の枠を超えた学生及び教員の密接な交流のもとで、人間性の豊かな教育者の養成を図る。

## 3 子ども学科の特徴

子ども学科の特徴は、すでに上述したように、教育学・心理学・小児科学（健康・看護を含む）を基礎として子ども・子育て支援へと展開する独自の「子ども学」を教育研究す

る点が大きな特色であるが、とりわけここでは、他学科・他学部・併設短期大学との連携のもと、総合的な子ども理解のための教育研究が推進できる点に言及しておきたい。まず子ども学科は音楽学科の協力によって、所謂「音楽」に強い幼稚園教諭や小学校教諭の養成を行うことができる。また基礎学として、看護学部の小児科学(子どもの健康・看護等)との共同研究や教育の支援を受ける。社会情報学部(健康福祉学科、社会情報学科)の協力を得て、「子育て支援」だけでなく広く「子ども関連産業」のマネジメントができる実務家の養成も行い、さらには子どもを把握するための「情報・メディア」に関する教育・研究、健康福祉学科との連携による福祉的なアプローチを含んだ「子育て支援」の教育・研究も行うことができる。同一校地にある短期大学との連携によって、「子ども関連産業」を目指す学生は単位互換制度を利用することで、広く子どものファッションやフードについて学習を進めることができ、教員間の共同研究も可能である。このように広島文化学園大学の他学部・他学科、さらには広島文化学園短期大学の研究・教育の協力を通じて、「子ども支援」、「子育て支援」に関する地域貢献型の実践家を養成する。以上の教育研究は学校教育・保育・子育て・子育て支援の現場をはじめとする地域社会へと還元されることで、子どもを支援する地域社会の創造に資するものである。

#### 4 音楽学科の特色

他方、音楽学科は、すでに記述したように、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成することを目標とする。これは学芸の基本である音楽による調和のとれた人間形成をおこなうことに他ならない。これを実現するために音楽学習の基本となる演奏に関する個人レッスン授業を学生のニーズに応じて充実させることを第一義とすると共に、実社会での演奏経験を重視し、授業「演奏活動」を設け、学外での演奏活動を推進する。現在の短期大学においては、年間、約30回の学外演奏活動を行っている。それらは、「演奏活動」授業の延長線上に位置し、学生の演奏技術と地域音楽ニーズに応じ、曲目選定に工夫を凝らして、教員も演奏者の一員として参加することにより、多くの学生に機会を与えている。その実施対象は、幼稚園、小中高等学校、老人ホーム、介護・福祉施設、美術館、図書館、郵便局、市、区役所等のロビーコンサート等である。この活動による学生の演奏技術の向上と、社会における音楽演奏実態への理解に大きな効果をあげている。これまで広島文化短期大学(現：広島文化学園短期大学)において展開されてきた授業「演奏活動」の一層の充実を図ることを、学芸学部音楽学科の特色とする。

## ウ 学部、学科等の名称及び学位の名称

学部学科の名称・学位の名称		
学芸学部	子ども学科	学位（子ども学）
学芸学部	音楽学科	学位（音楽）
英語表記		
学芸学部	Faculty of Arts and Sciences	
子ども学科	Department of Childhood Studies	
学位	Bachelor of Arts in Childhood Studies	
音楽学科	Department of Music	
学位	Bachelor of Music	

「子ども学科」は教育学・心理学・小児科学（健康・看護）、子ども・子育て支援の領域によって構成されるものとして「子ども学」を位置づけ、研究領域・教員配置・教育課程を編成している。そのため、学科名と学位名に「子ども学」を冠する。

「音楽学科」は、これまでの広島文化短期大学（現：広島文化学園短期大学）の音楽学科の伝統との連続性を内外に訴えるべく、この名称を堅持する。

## エ 教育課程の編成の考え方及び特色

広島文化学園大学学芸学部は、上記の趣旨を実現するために、下記の区分を設けて教育課程を編成する。その構成は以下のとおりである。

- 1 教養科目
- 2 専門科目

また、「2 専門科目」は、下の二つに区分される。

- 2 - 1 学部共通科目
- 2 - 2 学科専門科目

「1 教養科目」と「2 - 1 学部共通科目」の諸科目は、子ども学科と音楽学科に共通する学芸学部の目的「広く深い教養を備えた教育者」を実現するものである。また、この「広く深い教養を備えた教育者」を学科の特性に応じて展開した教育課程として「2 -

## 2 学科専門科目」が位置づけられる。

### 1 教養科目

子ども学科と音楽学科の教養科目は、基本的に大学生としての学習の基礎となるもの、ならびに両学科の専門とは異なる領域を広く学べることに配慮して編成している。学芸学部の目的「広く深い教養を備えた教育者」の基礎となる科目である。

「教養科目」は「教養基礎」、「人間・文化の理解」、「地域・社会の理解」、「自然・環境の理解」に区分する。

「教養基礎」は、大学での学習の基礎となる語学力、情報機器の活用能力、基礎的な体育能力のための授業で編成される。大学生として学習を進めるための基盤であり、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において定められる「学士力に関する主な内容」の「2．汎用的技能」の基礎となるものといえる。

また、多様な文化の理解を通して豊かな人間性の基礎を培うために、多種の外国語(英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語)の講義を開講する。

「人間・文化の理解」、「地域・社会の理解」、「自然・環境の理解」は、専門科目とは異なる分野に触れて視野を広げ、多様な文化や価値観を理解して柔軟なものの見方を育てることを目指している。ここでの各区分は、上記「学士力に関する主な内容」の「1．知識・理解」の区分(文化、社会、自然、等)に対応した区分をもとに、「広く深い教養」という学部の趣旨において、特に「広く」という点に注意して、多様な科目を配置する。また、日常生活ないし社会的生活とは乖離した単なる知識にとどまることは、「学士力」の理念に反すると考えられることから、学生が自らの生活を振り返り、人格の完成を目指して自らの生活の主体者となる視点を欠かさないう、「生活」という言葉を複数の科目名に冠している。

「教養科目」の開講年次は、4年間でバランスよく履修できるようにしている。大学での教育・研究の基礎ともなる「教養基礎」は1・2年次を中心とし、「人間・文化の理解」、「地域・社会の理解」、「自然・環境の理解」は、1・2年次において培われた専門性の基盤と進路への関心をもとにして選択できるよう、2・3・4年次に配当する。

ユニバーサル・アクセスの大学像が模索される現在において、子ども学科と音楽学科はいずれも専門職の多様化に対応することを目指しているため、「教養科目」では、入学時の基礎学力と進路適性および進路希望に合わせた多様な学習プランが保障される必要がある。そのため、学芸学部の教育課程編成においては、履修の制限や枠を設けることなく、むしろ下記に述べる丁寧な履修指導によって、個人の学力不足を補う、あるいは個人の得意分野をさらに伸ばすことができる、個性に応じた教養科目の履修を目指すものである。

卒業要件は、子ども学科、音楽学科ともに、外国語から4単位以上を含む20単位以上と

する。

## 2 専門科目

### 2 - 1 学部共通科目

「学部共通科目」は、「人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成」という学芸学部の理念に基づき、子ども学科と音楽学科それぞれの専門性の基盤となる豊かな人間性を培うための科目を置いている。

卒業要件としては、子ども学科と音楽学科とも8単位以上を履修することとするが、特に子ども学科の学生は音楽学科の専任教員の開講する科目4単位を卒業要件とする。音楽学科の学生は子ども学科の専任教員の開講する科目4単位を卒業要件とする。これによって、子ども学科の学生は音楽の学びを通して豊かな人間性への理解を深め、音楽学科の学生は広く人間の形成と存在に対する理解を深めることができる。

### 2 - 2 学科専門科目

「学科専門科目」では、子ども学科と音楽学科それぞれの目的と目標から必要とされる内容をもって教育課程を編成する。また高度な専門性ととともに、各種の実習や体験活動を経る中で自己管理能力や共同性、倫理性、社会的責任感、創造的思考力が培われるよう、多様で総合的な学習がなされる教育課程を編成している。この点において、学科専門科目は上述の「学士力」の社会的要請に応えるものでもある。

両学科に共通する特徴として、「コア科目」の区分を設けている。このコア科目はそれぞれの学科の専門性の中核になる科目であり、学生が原則として全員履修する必修科目である。

具体的には、子ども学科では、学科の中心である「子ども学」の総合的な視点を学ぶ「総合子ども学」、学生と教員との演習形式で子ども学および学習支援を果たす「基礎ゼミナール」、地域に貢献する教育者としての実践的基礎を培う「教育・保育体験」、および卒業研究のテーマ設定から完成までを含む「卒業研究」である。音楽学科は、音楽の知識・演奏技術、地域の音楽文化・音楽教育、という2本の柱をもとにコア科目を構成している。このコア科目を中心に、各学科それぞれの特性に合わせて科目群を置いている。

#### 1)子ども学科の「学科専門科目」

カリキュラム構成の基本的な考え方としては、学芸学部子ども学科の目的、目標を実現し、教養を備え子どもの成長と発達に寄与する教育者を養成するためのカリキュラムを編成する。ここでは教育課程の特色を記述する。

(1) 多角的・総合的・体系的な子ども理解（子ども学）

子ども学科では、「コア科目」以外の科目は、教育研究の柱となる四つの系列「教育系」、「心理系」、「小児科学（健康・看護）系」、「子ども・子育て支援系」のそれぞれを「学科専門科目」の具体的な区分としている。

「教育系」は主に幼児・児童の教育に関連するものとして、教育・教職の基本、および小学校九教科と幼稚園の五領域に関わる科目を配置する。「心理系」には、現代の子ども及び保護者の心理的発達と心の健康、そしてケアリングの重要性を鑑みた科目を配置する。「小児科学（健康・看護）系」は、現代においてニーズが高まり注目されている小児科学をふまえ、子どもの健康を看護も含めた小児科学的な観点から理解し援助できる科目を配置する。「子ども・子育て支援系」は、児童福祉・保育に関する科目だけでなく、子育て支援、広汎性発達障害などに対する特別支援、さらに子どもに関する産業などの現代的ニーズに対応できる科目を配置する。

いずれの領域も、「子ども学」の体系性を考慮して、ひとつの系列にあたり2科目を卒業に必要な科目として定めている。「教育系」では「教育原理」そして「教師論」、「心理系」では「発達心理学」と「健康心理学」、「小児科学（健康・看護）系」では「小児保健」と「小児保健」、「子ども・子育て支援系」では「保育原理」と「子育て支援論」である。特に、これらの8つの必修科目のうちでも、学問としての総合性の高い科目である「教師論」、「健康心理学」、「子育て支援論」は、2年後期から4年前期のセメスターに開講する。

また「教育系」、「心理系」、「小児科学（健康・看護）系」、「子ども・子育て支援系」の各系列の全てで、四年の間に一貫して履修できるように授業を配置しており、学生は自身の研究や進路への関心に応じて、それぞれの系列を四年間一貫して学習することができる。さらに子ども学を深く学びたい学生がいることを考慮して、すべての系列を四年間一貫して学習することを可能にしている。

(2) 子育て支援の理解と実践力を身につける

上述の「ア 設置の趣旨及び必要性」、「子ども学科設置の必要性」において述べたように、子育て支援の拡充は現代のわが国全体の喫緊の課題である。そのため「子ども・子育て支援研究センター」との連携のもと、複数の授業科目で、このセンターを活用した教育課程を編成する。このセンターは子育て支援の地域的センターとなることから、センターに来た子どもと保護者との交流、センターでの活動および運営への多角的な参加などが行える機会を設ける（「家族援助論」、「子育て支援論」など）。また子育て支援には、子育てをする大人への心理的サポートも必要であり、

それを想定した科目も設けている（「教育相談」、「臨床心理学」、「心理検査と心理療法」、「カウンセリング」）。

(3) 高度な実践力の育成

教育者としての実践的指導力を育成するために、多彩な実習科目と演習科目を置くことで、その充実を図る。後述する免許・資格の取得のために必須となる実習（幼稚園教育実習、小学校教育実習、保育実習）のほか、2年次の「教育・保育体験」、「教育・保育体験」、子ども産業での「インターンシップ」、「病児保育実習」、「特別支援実習」での実習体験による専門的実践力の向上を図る。なお教員免許取得のために履修が必要となる科目であるが「教職実践演習」は、実践的指導力育成の重要な科目であることから、特に教室を新設（「教職実践演習室」）する。

(4) 子どもの心身の健康を理解する

食育基本法やカウンセラーの学校への導入などの動向から、子どもの心身の健康を支援することは、子どもにかかわる人材に広く求められる課題である。そのため、上述の科目領域の「心理系」、「小児科学（健康・看護）系」、「子ども・子育て支援系」において、こうした子どもの健康を扱う科目を多く設ける。

(5) 音楽関連科目の充実

学芸学部の趣旨、および音楽学科との連携から、音楽関連科目を充実させる。子どもにかかわる技能として音楽は特に有意義であり、子どもの感性を培う重要なものといえる。そのため、音楽の内容学、教育方法学の習得のほか、実技に関する科目を複数設ける。またリコーダー、合奏などで音楽学科の科目を履修することができる。特にピアノのレッスン経験の有無など、入学者の音楽関連の基礎技能は多彩であるため、特にピアノについては「器楽」～「器楽」において、四年間一貫して個人レッスンを受講できる教育課程を設ける。

(6) 資格取得

子ども学科は開放制養成の趣旨から、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格の取得が可能なカリキュラムを置く（いずれも卒業要件とはしていない）。免許・資格取得予定者に限定される科目は、それぞれの免許に必要なとされる実習以外には、特に設けない。

なお、各免許・資格に必要な実習は、学習の一定の熟達度と実践的諸力の基礎を早くから培うという目的から、2年次の後期から3年次の後期の間、幼稚園、小学校、保育所を含む児童福祉施設の全ての主要な進路での実習を一度は行えるように開講時期を設定する。

2) 音楽学科の「学科専門科目」

カリキュラム構成の基本的考え方としては、学芸学部音楽学科の目的、目標を実

現し、人間として広く深い教養を身につけ、広く音楽に関する学術・技法を修得した人材を養成するためのカリキュラムを編成する。ここでは教育課程の特色を記述する。

#### (1) コア科目

音楽学科のコア科目は、音楽の知識・演奏技術、地域の音楽文化・音楽教育、という2本の柱をもとにしている。

音楽の知識・演奏技術として、「ソルフェージュ」～「ソルフェージュ」にて音楽の理解と演奏技術の向上および音楽指導の基礎を身につける。さらに、3・4年次においてその集大成として「学内演奏」、「卒業演奏」にて修得した技術の成果が発表される。

地域の音楽文化・音楽教育としては、「地域音楽文化論」にて広く地域文化および共同体と音楽の関係について理解し地域活動の基礎を身につける。さらに4年次においてその集大成として「音楽によるアウトリーチ活動」、「音楽によるアウトリーチ活動」にて実際の地域での演奏活動を通じて、人々に音楽を伝える。

#### (2) 音楽と地域

地域の音楽文化・音楽教育の実践力の養成を目的としており、音楽学科の「コア科目」を強力にサポートする科目群である。この科目群の中に、小科目群「音楽教育指導法」、「地域音楽活動」、「伝統音楽」を設ける。

小科目群「音楽教育指導法」では、「教育実践学」、「教育実践学演習」、「教育・学習過程論」、「児童音楽指導法」、「発達心理学」によって得られた人間理解・教育理解を基礎として、音楽を教える理論と実践を学ぶ。そのため具体的な指導法にかかわるものとして「リトミック」、「ピアノレッスンメソッド」、「ピアノ教材研究」、「鍵盤ソルフェージュ」～「鍵盤ソルフェージュ」、「歌唱指導法」、「吹奏楽指導法」、「吹奏楽指導法」、「合奏」、「合奏」、「合唱指揮法」、「合奏指揮法」を開講する。

小科目群「地域音楽活動」では、「地域音楽活動演習」を学び、「演奏活動」～「演奏活動」の実践によって、地域の音楽文化・音楽教育を担うための具体的な活動の力が養われる。

小科目群「伝統音楽」では、「和太鼓」、「声明」、「雅楽」、「箏十三絃」において、本学の位置する広島地域の伝統音楽（広島県北の神楽や田楽、宮島の雅楽、福山の琴文化など）も扱い、地域の民俗的音楽文化の実態を理解する。

#### (3) 音楽理論・音楽史科目

1年前後期に「音楽通論」、「音楽通論」、「和声」、「和声」、2年前後期に「和声」、「和声」、「対位法」、「対位法」、3年前後期に「楽式論」、「楽式論」、4年前後期に「作・編曲法」、「作・編曲法」、4年前期に「スコアリーディング」を開講する。これらの理論科目の配置は音楽理論の体系的学習を可能とするための編成である。この科目、および下記の音楽学科専門科目は全て選択とする。そ

の理由は各学習者の多様な学習目的を尊重し、その達成を図るためである。

また、音楽の歴史的理解、とりわけ西洋音楽における楽曲成立の過程を学習することは、楽曲に対する理解を向上させ、演奏解釈にも深く影響する。そのため、「音楽史」<sub>1</sub>、「音楽史」<sub>2</sub>、「西洋声楽史」<sub>1</sub>、「西洋声楽史」<sub>2</sub>、「西洋器楽史」<sub>1</sub>、「西洋器楽史」<sub>2</sub>を開講する。

#### (4) 実技個人レッスン科目と、その実技に関連する科目

実技個人レッスン科目は、音楽学科独自の科目である。この授業の、学生と教員が一对一で向き合う効果は、その直接の学習対象である音楽演奏技術の向上にとどまらず、社会的な人格形成にも大きく影響する。実技レッスン科目は「声楽」と、「器楽」に大別され、さらに、器楽は「ピアノ」、「電子オルガン」と「管楽器」、「弦楽器」、「打楽器」に分けられる。いずれも1コマ(2時限90分)2名で行う個人レッスンを基本とするが、1コマ4名で受講した場合を、副科実技とする。各実技個人レッスン科目は1年前期から、4年後期まで「」～「」として科目設定する。

「声楽」に係る「イタリア語ディクシオン」を1年前期に、「ドイツ語ディクシオン」を1年後期に、「合唱」～「合唱」を1年から4年の前後期に、「オペラ演習」～「オペラ演習」を3、4年前後期に、「声楽演奏解釈」<sub>1</sub>、「声楽演奏解釈」<sub>2</sub>を3年前後期に、声楽レッスンとの関連性を持つ科目設定をおこなう。

「ピアノ」、「電子オルガン」に関連する「ピアノ演奏テクニック」<sub>1</sub>と「ピアノ演奏テクニック」<sub>2</sub>を1年前後期、「伴奏法」<sub>1</sub>と「伴奏法」<sub>2</sub>を2年前後期、「ピアノ演奏解釈」<sub>1</sub>と「ピアノ演奏解釈」<sub>2</sub>を3年前後期に科目設定することで、ピアノレッスン授業との相乗効果を図る。「ピアノアンサンブル」<sub>1</sub>と「ピアノアンサンブル」<sub>2</sub>、「電子オルガンアンサンブル」<sub>1</sub>と「電子オルガンアンサンブル」<sub>2</sub>は1年前後期に設定している。

「管弦打楽器」に関連する「管楽アンサンブル」<sub>1</sub>～「管楽アンサンブル」<sub>2</sub>と「弦楽アンサンブル」<sub>1</sub>～「弦楽アンサンブル」<sub>2</sub>と「打楽器アンサンブル」<sub>1</sub>～「打楽器アンサンブル」<sub>2</sub>は1、2年前後期に設定し、この3つが統合する「オーケストラ」<sub>1</sub>～「オーケストラ」<sub>2</sub>は3、4年前後期に設定して連続性を持たせている。「管弦打楽器演奏解釈」<sub>1</sub>と、「管弦打楽器演奏解釈」<sub>2</sub>、そして「指揮法」の科目設定の理由は、個人レッスン授業と関連しながら、専攻楽器に限定されない深い音楽理解と専攻楽器への更なる深い理解とを伴うもので、専攻楽器の演奏技術を一層熟達させるものとして、授業効果向上を図ることにある。また「民族音楽演習(打楽器)」<sub>1</sub>と「民族音楽演習(打楽器)」<sub>2</sub>ではラテン打楽器を対象とする。

#### (5) 演奏科目

「室内楽」<sub>1</sub>～「室内楽」<sub>2</sub>は音楽学科が重視する演奏活動の実施を主たる目的として2年前期から4年後期にかけて科目設定する。

(6) 教職科目

中学校教諭免許状ならびに高等学校教諭免許状（音楽）の取得のための科目としては「音楽科教育法」～「音楽科教育法」、「教育心理学」、「教育課程論」、「道徳教育論」、「特別活動論」、「教師論」、「教育原理」、「教育制度」、「教育相談」、「生徒指導論」、「教育方法論」、「教育実習」、「教職実践演習（中・高）」の各科目を開講する。

(7) 音楽療法科目

音楽療法に関する学びから、音楽と人間の豊かな関係を担う力を学生が身につけることを目的として、「音楽療法概論」、「音楽療法基礎」、「音楽療法基礎」、「音楽療法各論」、「音楽療法各論」、「音楽療法各論」、「音楽療法技法」～「音楽療法技法」、「音楽療法演習」、「音楽療法総合演習」、「音楽療法原著講読」、「音楽療法研究」、「音楽療法研究」、「音楽療法実習」～「音楽療法実習」、「キーボード演習」、「キーボード演習」、「ギター演習」、「ギター演習」、「音楽心理学」、「医学概論」、「老年学」、「臨床心理学」、「心理検査と心理療法」、「障害児教育」の各科目を開講する。

3) 学科専門科目における子ども学科と音楽学科の連携

学芸学部の学生は、下記の科目を他学科履修することによって、専門性を地域に還元する力をさらに身につけることができる。子ども学科の開講科目では、広く「子ども学」にかかわる科目、音楽学科の開講科目では、音楽文化を普及するための実践力の向上が可能になる科目群「音楽と地域」の科目を特に挙げている。子ども学科の学生は＜音楽の魅力を的確に伝える力を備えた子ども・子育て支援の実践家＞を、音楽学科の学生は＜人間の育ちを深く理解した地域の音楽文化の担い手＞を、それぞれ目指すことができる。

< 相互に連携する開講科目 >

< 子ども学科専門科目 >			
区分	区分の趣旨	代表的な科目	特記事項
教育系	人々に教える技術を培う	子どもと教育の思想史」外国語活動指導法 ・ 」保育内容 (総合表現 )」など	音楽学科学生が履修することで、人間の育ちを深く理解し、教育実践力をもった「地域の音楽文化の担い手」となることができる。
心理系	人々への心理的支援について理解を深める	子どもの臨床心理学」カウンセリング」心理検査と心理療法」など	
小児科学 (健康・看護)系	子どもの健康を守る技術を養う	病児保育論」子どもの健康と医療」医療保育総論」食育概論」など	
子ども・子育て支援系	子どもと子育てを支援する実践力を培う	乳児保育」障害児保育」子育て支援論」社会と子ども」障害児の心理学」など	
< 音楽学科専門科目 >			
区分	区分の趣旨	代表的な科目	特記事項
音楽と地域	教育力を身につけ、地域での演奏活動を行い地域音楽活動の実践力を身につける	教育実践学」教育・学習過程論」地域音楽活動演習」演奏活動」和太鼓」など	子ども学科学生が履修することで、感性が養われるとともに様々な音の調和を学習し、多角的な視点を持った「子ども・子育て支援の実践家」となることができる。
副科実技	演奏技術の習得から音楽表現を深める	副科声楽」副科ピアノ」副科管楽器」副科弦楽器」副科打楽器」など	
音楽療法	地域の音楽療法の現場にて音楽を利用する基礎的知識と技能を身につける	音楽療法概論」音楽療法演習」ギター演習 ・ 」音楽心理学」など	

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

(資料6参照)

1 子ども学科 (専任教員:教授9名、准教授5名、講師1名、合計15名)

設置基準に従うなら、子ども学科の教員定員は10名以上であるが、子ども学科は15名の教員を擁する。

「子ども学科」の「学科専門科目」の教育課程は、「コア科目」のほか、「教育系」、「心理系」、「小児科学(健康・看護)系」、「子ども・子育て支援系」によって構成されている。

コア科目はオムニバス授業である「総合子ども学」、「総合子ども学」の一部に兼任教員が参加する(合計30回の講義のうち26回を10名の専任教員が担当し、残り4回を2名の兼任教員が担当)ほか、すべて専任教員が担当する。

「教育系」、「心理系」、「小児科学(健康・看護)系」、「子ども・子育て支援系」の科目

群では、それぞれに専任教員を1名以上配置し、主要な科目はすべて専任教員が担当する。とりわけ他の大学にはほとんど見られない本学科の特色である小児科学（健康・看護）系には、看護師資格と助産師資格を有する教員（教授）を1名と、看護師資格と保育士資格を有する教員（講師）を1名配置する。さらに教育系には、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格の取得に必要な人員として、小学校教科（教科および指導法）と保育内容は専任教員9名（国語・言葉、社会、理科、生活・環境、音楽、図画工作、家庭、健康、人間関係）を配置する。

教員養成・保育士養成の関連では、例えば教員免許法改正に伴う「教職実践演習」の導入などに見られるように、教育・保育の実務経験者を交えた実践への連続性が求められている。そのため子ども学科には校長経験を含めて小学校教員経験を有する者1名と、幼稚園教諭経験を有し保育士資格も取得した者1名を配置する。小学校教員経験者は小学校教育実習と教職実践演習などを担当し、幼稚園教諭経験者は保育実習などを担当する。大学で学んだ内容を実践へと媒介する実習や4年後期に開講される「教職実践演習（幼・小）」において、教員経験をふまえた指導を行うことで、子どもの現状や教職倫理、そして学問と実践の橋渡しを効果的に行うことができる。

子ども学科の主な研究分野は「子ども学」であるが、研究体制としては子ども学を構成する「教育学」、「心理学」、「小児科学」のそれぞれに配置された教授を中心に、子ども学の総合的な研究を推進する。

教員の年齢構成に関しては、教育経験及び研究業績の豊富な教員を中心として、バランスに配慮した教員配置を行っている。

なお、2校以上の校地を往復する教員が2名いる。該当教員は小児科学（健康・看護）系の担当者と子ども・子育て支援系の担当者であるが、小児科学（健康・看護）系の担当者は週3日、子ども・子育て支援系の担当者は週4日、学芸学部のキャンパスに勤務し、教授会への出席やオフィスアワーも学芸学部において設ける。さらに週3日勤務の教員が属する小児科学（健康・看護）系には、もう1名の教員を配置しており、2名の連携によって学生指導や研究の障害を回避する。

## 2 音楽学科（専任教員：教授10名、講師3名、助教1名、合計14名）

設置基準に従うなら音楽学科の専任教員数は10名であるが、音楽学科は14名の専任教員を擁する。

音楽学科の教育目的はすでに記述したように、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成することである。

この目的を実現するため、音楽学科は、音楽理論、声楽、器楽（ピアノ・管弦打楽器）、音楽療法の各分野に専任教員を配置する。

音楽学科の専門科目の「コア科目」は、音楽学科専任教員が担当する。

本学科が最も重視する科目、「実技」、「副科実技」の個人レッスン科目は、専任教員 14 名のうち、ソルフェージュ・音楽理論・音楽療法担当者 3 名を除く、専任教員 11 名と、兼任教員 39 名の合計 50 名が担当する。

教員一人あたりが担当する個人レッスン科目数について

1 種類の実技科目と 2 種類の副科実技科目を合わせた最大 4 コマまでが学生 1 人あたりの実技授業時間であり、学生総数 200 名の実技レッスンを 50 名の教員が担当した場合、1 人の教員の担当時間は半年あたり平均 4 コマとなる。そのため、担当予定授業科目のうち、実技科目と副科実技科目は、同時に担当できる科目数から計算して、実質的に「隔年担当」となる（後掲のインデックス番号 12「教員名簿〔教員の氏名等〕」（様式第 3 号（その 2 の 1））に明記）。一方、専任教員が担当する実技以外の授業は、1 セメスターあたりおおむね 5 コマを上限とする。これによって専任教員の研究、学生指導に不具合が生じない態勢をとる。

個人レッスン科目を担当する専任教員と兼任教員の連携について

個人レッスン科目は教員と学生が向き合う学生指導の貴重な機会であるため、兼任教員と専任教員との密接な連携が求められる。音楽学科では、年に 2 回、セメスターの開始直後に、レッスン科目を担当する専任教員・兼任教員・学生が一堂に会する「レッスンガイダンス」の機会を設ける。このガイダンスの前後に、楽器のカテゴリーごとに専任教員と兼任教員とが、学科の学生指導方針や個々の学生の状況を連絡する機会も設ける。さらに、毎月末に兼任教員は「レッスン報告書」を学科長に提出し、その中でレッスンを指導する個々の学生に関して演奏技術の熟達度や履修状況、会話の中でうかがえた生活状況などを伝える。報告された内容は案件に応じて、楽器のカテゴリーを同じくする専任教員との連絡や、音楽学科の学科長を中心とする学科会議での検討などを経る。以上の体制によって、専任教員と兼任教員とは連携を密にし、学生への細やかな指導を果たす。

また「実技」科目と関連する諸科目（各アンサンブル、室内楽、オーケストラ等）には、それぞれに対応した専任教員を 1 名以上配置する。

音楽学科の主な研究分野は「音楽」であるが、その構成要素である音楽理論、声楽、器楽（ピアノ・管弦打楽器）の各分野にはすべて専任教員を配置しており、総合的な「音楽」の研究を推進する。

教員の年齢構成に関しては、音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を備えて、地域の音楽文化、音楽教育を担う人材を養成するという観点から、教育経験と演奏・研究の実績の豊富な教員を中心として、バランスに配慮した教員配置を行っている。

## カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### 1 学芸学部の方法

学芸学部の開講形式はセメスター制による。

履修単位制限は、1セメスターあたり23単位を原則とする。学生の学習意欲に応じ、多様化・専門化する未来の社会に対応できる自己学習力を支援することは学芸学部の本懐とするところであり、履修単位制限がその妨げにならないようにしている。子ども学科の場合、理論的な習熟を経て実習に取り組むことができるよう教育課程を編成しているため、特に実習での単位取得が3年次以降に偏る場合がある。音楽学科の場合は、これまでの広島文化学園短期大学音楽学科の学生の履修の傾向をふまえる限り、音楽学科の授業科目に限定することなく、他学科の授業を履修することで学園の知的資源を積極的に活用し自ら広く深い教養を求める自己学習意欲を備えた学生も少なくないことが予測される。そのため、学習者の強い希望があり、個々の学習者の状況や卒業までの学習計画によっては、チューターの個別的で丁寧な相談と履修指導をふまえたうえで、例外的に23単位を超える履修を認めることとする。

教育方法は講義、演習、実験、実習、実技であり、講義および演習については15時間から30時間の授業時間の範囲をもって1単位とする。実験、実習、実技については30時間から45時間の授業時間の範囲をもって1単位とする。

ただし、芸術の分野における個人指導による実技の授業については、本学が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

また、授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の使用により行う場合については、その組み合わせに応じ、単位数を定める。

卒業研究、卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができるものとする。

### 2 子ども学科の方法、履修指導方法及び卒業要件

#### 1)卒業要件

子ども学科は「教養科目」20単位以上（外国語から4単位以上を含む）、「専門科目」のうち「学部共通科目」から8単位以上（音楽学科専任教員担当科目から4単位以上を含む）、「学科専門科目」から必修29単位以上、選択51単位以上、合計124単位以

上の修得をもって卒業要件とする。

## 2)教育方法と学生数の設定

演習、実験は50人を超えない範囲で開講するが、講義については学生数の制限を設けない。理科や家庭科など、特別な学内施設・設備の収容定員が問題になる場合は、開講回数を増やすことで対応する。

## 3)授業の配当年次

子ども学科への入学者として想定されるのは、乳幼児および学童期の児童に関わることを求め、子どもについて広く学ぼうとする学生である。しかし入学後にさまざまな職種や、子どもをめぐる多様な社会的要請に気づく者が少なくないと考えられる。したがって専門科目の配当年次としては、免許・資格取得の必要科目と子ども学科の教育目的の基礎となる必修科目を1年次に設定し、子どもと触れるボランティア体験活動を2年次に配置する。2年次から3年次には免許・資格取得のための小学校教科および保育内容の科目を集中的に配置するとともに、2年後期から3年後期にかかる幼稚園・小学校・保育所・児童福祉施設での実習ですぐに活用できるようにする。また3年次には、2年次までに学習した基礎的内容を多様化・高度化した各種専門家養成に応じて、「幼稚園教諭」、「小学校教諭」、「保育士」、「小児科学と子どもの健康に関する専門家」、「多様な子ども（障害・心理）の支援のできる専門家」、「子育て支援の専門家」、「広く子ども産業にかかわる人材」に関連する科目を集中的に開講する。

## 4)履修モデル

(資料7参照)

入学者の主な学習の希望と進路を想定すると、次のような履修モデルが主となる。

<履修モデル1：教養と子ども学を身につけ実践する人材>

広く深い教養を基礎に、教育学、心理学、小児科学への理解を深め、広く子どもの育ちを支援する人材を養成する履修モデルである。学芸学部で開講する「教養科目」、「学部共通科目」を広く履修するとともに、「学科専門科目」を構成する「教育系」、「心理系」、「小児科学（健康・看護）系」、「子ども・子育て支援系」の四つの系を、四年間途切れることなく履修することで、広く深い教養とともに子ども学を総合的に修得する。

<履修モデル2：幼小一貫の観点から子どもを教育し、地域の幼小連携に寄与する教師>

現代の幼小連携の社会的ニーズに対応できる教師を目指すモデルである。「教育系」を中心に学習し、小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状を取得する。あわせ

て、現代の幼児・児童、保護者、地域への理解を深めるための科目を履修する。

<履修モデル3：教科の指導力を備えた教師>

小学校教科の内容に精通し、優れた教科指導力を備えた小学校教諭を目指すモデルである。小学校教諭一種免許状の取得とともに、学芸学部の特徴であり子どもの豊かな感性の育ちの契機となる「音楽」、および現代において子どもの学力の伸長が期待されている理系科目について理解を深めるために複数の理系の教養科目を履修する。

<履修モデル4：子育て支援の専門家>

地域の子育て支援の専門家、を目指すモデルである。幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を基礎としながら、子どもの健康や心理に関する深い知識を備えることで、子どもの育ちの実態に即した子育て支援を行う人材を目指す。

なお、成績優秀者(Grade Point Average(以下 GPA)の累積が3.0ポイント以上の者、具体的な算出方法については後述)に限っては、学習意欲や卒業までの学習計画をチューターと検討したうえで、小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・保育士資格の三つの取得を目指すことを例外的に認める。その履修モデルとして、<参考：小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・保育士資格を同時に取得するモデル>を添付する。

## 5)履修指導

### (1)チューター制による個別指導の強化

1学年あたり40人のクラスを設け、専任教員がチューターを担当する。チューターを担当する教員は、「基礎ゼミナール」、「基礎ゼミナール」、「教育・保育体験」、「総合演習」を担当する合計4名の教員である。この4名は、1・2年次のクラス(計4クラス)に1名ずつチューターとして配置され、学生の生活指導と履修指導の窓口となる。

### (2)オリエンテーション

入学直後、全入学生を対象とした学科オリエンテーションを一泊二日でおこない、全専任教員が出席して履修指導をおこなう。『学生生活の手引き』『シラバス』により開講科目についての解説をおこない、その後、教員との個人面談によりそれぞれの履修指導をおこなう。

### (3)卒業研究担当者による個別指導

3年次からは卒業研究の担当者がチューターとして生活指導・履修指導・就職指導などを協力して行う。学生にとっては進路などの悩みが多くなり、受講科目数も相対的に減少する時期であるが、身近な教員が増える効果がある。

### (4)他学科・他学部における授業科目の履修

学芸学部音楽学科、看護学部、社会情報学部社会情報学科、同学部健康福祉学科の

科目を履修したのものには、学内規程に従い単位認定する。

(5)他大学における授業科目の履修

広島文化学園大学は「教育ネットワーク中国」という広島県内の国公立大学の加盟する大学コンソーシアムに加盟している。また広島文化学園短期大学とも単位互換の協定を結んでいる。協定・規程に基づいて単位認定する。

(6)GPA 制度

成績評価の明確化と厳密化を行い、学生の学習計画や教員による履修指導に活用する。

判定基準と算出方法は次の通りである。

判定	評価	評点	GP
合格	秀 (S)	100 ~ 90 点	4
	優 (A)	89 ~ 80 点	3
	良 (B)	79 ~ 70 点	2
	可 (C)	69 ~ 60 点	1
不合格	不可 (D)	59 ~ 0 点	0

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

なお、1年次終了時点および2年次終了時点で累積 GPA が 3.0 ポイント以上である者を、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、保育士資格の三つの免許・資格取得が可能な成績優秀者とする。

### 3 音楽学科の教育方法、履修指導及び卒業要件

#### 1)卒業要件

音楽学科は「教養科目」20 単位以上（外国語から 4 単位以上を含む）、「専門科目」のうち「学部共通科目」から 8 単位以上（子ども学科専任教員担当科目から 4 単位以上を含む）、「学科専門科目」から必修 17 単位以上、選択 59 単位以上、合計 124 単位以上の修得をもって卒業要件とする。ただし、「音楽と地域」から 4 単位以上、実技は 16 単位以上を要件とする。なお、副科実技は 16 単位を上限とする。

#### 2)教育方法と学生数の設定

音楽学科では、レッスンである実技と副科実技において個人指導を徹底する。実技は 1 コマを 2 名で受講する個人レッスンである。これは演奏に関わる専門的技術の習得を目的とする。また、実技で選択した楽器とは異なる楽器について、知識と技術を幅広く身につけることを目的とするのが副科実技である。副科実技は 1 コマを 4 名で受講する

個人レッスンである。以上、2つの科目においては個人でレッスンを受けるとともに、他学生のレッスンにも立ち会うことで、自分の技術の進度を理解し、自己学習の動機付けをはかることができる。

なお音楽学科の学科専門科目の講義、演習のいずれも、入学定員の関係から50名以内となる。

### 3)履修モデル

(資料8参照)

入学者の主な学習の希望と進路を想定すると、次のような履修モデルが主となる。

<履修モデル1：地域のオーケストラ、その他の管弦楽団、合奏団等に十分な演奏技術を持って就職、参加する演奏職>

十分な演奏技術を持つ演奏職として演奏団体に所属し、地域の音楽文化に貢献する人材となることを目標とする履修モデルである。専攻する楽器(本モデルでは管楽器を専攻する学生としている)の技術向上を図る、主科実技「管楽器 ~」を基に「管楽アンサンブル」、「オーケストラ」、「室内楽」に、学外演奏を体験する「演奏活動」加えて、演奏職としての能力開発に重点を置く。

<履修モデル2：中学校・高等学校音楽教員、および、地域音楽事業所の、音楽教育者として、地域音楽文化向上に貢献する人材>

音楽教育者を目指す履修モデルである。実技科目(本モデルでは声楽)のほか、学校教員として求められるピアノの技術を副科実技で履修する。教員免許取得のために必要な科目とあわせて、合唱や合奏の指導力向上のための科目を履修することで、高い演奏技術に裏づけられた指導力のある音楽の学校教員を目指す。

<履修モデル3：音楽療法士(全国音楽療法士養成協議会音楽療法士(1種))として、地域に貢献する人材>

音楽療法士として地域に貢献する人材となることを目指す履修モデルである。音楽療法科目(関連する科目を含む)の履修を軸に、実技科目としては、ピアノ・声楽・管弦打楽器を幅広く履修し、音楽療法の職場における実践力の向上に努める。音楽学科コア科目、音楽と地域、音楽理論・音楽史科目履修による音楽の専門性と、教養科目履修による幅広い教養を身につけ、地域に貢献する。

<履修モデル4：音楽を基礎に広く一般社会で、生涯学習を含む、地域音楽文化向上に資する人材>

音楽を基礎に、一般社会で、地域音楽文化向上に貢献することを目指す履修モデルである。音楽によって涵養される人格形成に資する実技科目として「ピアノ ~」を主科として、ピアノに関連する科目群と、「副科声楽 ~」、「副科電子オルガン」、「副科弦楽器」、「室内楽」、「演奏活動」履修により演奏に関わる経験を得る。コア科

目、音楽と地域、音楽理論・音楽史科目、学部共通科目、教養科目の履修は、地域一般企業への就職も視野に入れ、生涯学習を含む、幅広い地域貢献能力の獲得を目標とする。

#### 4)履修指導

##### (1) チューター制の実施

1学年を2クラスに分け、クラスごとに専任教員がチューターを務め、学生の生活指導、履修指導をおこなう。

##### (2) オリエンテーション

入学直後、全入学生を対象とした学科オリエンテーションをおこない、全専任教員が出席して履修指導をおこなう。『学生便覧』『学生生活の手引き』『シラバス』により開講科目についての解説をおこない、その後、学生の専攻楽器に適合する教員との個人面談によりそれぞれの履修指導をおこなう。

##### (3) 実技個人レッスンガイダンス

授業開始前、非常勤講師を含むレッスン担当教員全員の出席により、実技個人レッスンガイダンスをおこなう。なお、「オ 教員組織の考え方及び特色」で述べたように、音楽学科専任教員は「隔年担当」となっているが、これは学生が同じ教員に4年間レッスンを受けられるための措置であり、担当者は隔年で変わるが、学生にとって科目は毎年開講されている。また、特定の教員のレッスンを希望する学生がいた場合には、その希望が「隔年担当」の体制によって妨げられないよう、当該学生のレッスン担当者、学生のチューター、専攻楽器の主任が協議を行い、教員全体の科目負担を考慮しながら、副科実技の担当を他の教員に振り分けるなどの対応をとることによって、学生の希望が実現されるようにする。

「隔年担当」の趣旨と以上の対応については、特に入学時のガイダンスで学生に丁寧に説明する。

##### (4) 他学科・他学部における授業科目の履修

学芸学部子ども学科、看護学部、社会情報学部社会情報学科、同学部健康福祉学科の科目を履修したのものには、学内規程に従い単位認定する。

##### (5) 他大学における授業科目の履修

広島文化学園大学は「教育ネットワーク中国」という広島県内の国公立大学の加盟する大学コンソーシアムに加盟している。また広島文化学園短期大学とも単位互換の協定を結んでいる。協定・規程に基づいて単位認定する。

## キ 施設、設備等の整備計画

### (a)校地、運動場の整備計画

本学園は5キャンパスを持ち校地は130,125㎡と広大である。今回設置予定の学芸学部は広島文化学園短期大学のある広島長束キャンパスと同一校地となる。広島長束キャンパスの校地は18,140㎡である。既存の短期大学の収容定員は平成22年度640名、23年度から440名と今回設置予定の学芸学部収容定員540名の合計980名の収容定員に対し、大学設置基準学生1人当たり10㎡を満たしている。

### (b)校舎等施設の整備計画

本学園は平成21年4月現在、校舎面積38,012㎡を有している。学芸学部設置に伴い、広島長束キャンパスに5階建て、延床面積3,259㎡の新校舎(以下「本館」という。)を建設し、学芸学部の教育施設を整備するとともに、全学的な教育環境の整備・充実を図ることとしている(平成21年12月完成予定)。これによって、広島長束キャンパス全体で見ると、学芸学部専用延床面積3,836㎡、短期大学との共用延床面積8,244㎡、短期大学専用延床面積3,207㎡となり、大学設置基準で定める基準面積を十分充たす。

なお、学芸学部の開設と同時に広島文化学園短期大学音楽学科の募集を停止するとともにコミュニティ生活学科及び保育学科の入学定員を変更し、その校舎と設備を短期大学音楽学科にあっては、学芸学部音楽学科にすべて移行し、子ども学科にあっては一部を短期大学と共用することとしている。共用部分の運用は、時間割に示すとおり、短期大学との共用に支障はない(資料9参照)。施設についても、短期大学との一部の共用部分以外は、短期大学の学生と学芸学部の学生の動線が混在しないように配慮している。あわせて入学次のオリエンテーションにおいて施設のガイダンスを行う。なお、子ども学科の学生においては、講義を主とする科目は本館の施設を中心に使用する。短期大学との施設の共用は多くの場合、理科実験、音楽、調理、体育、小児保健実習等に関するものである。音楽学科の学生においては、短期大学との施設の共用は、体育と一部の講義室に限られる。

本館は、1～2階に事務室、アドミッション・オフィス、会議室等を配置し、3階に研究室7室、学生控室2室、講義室2室、4階に教職実践演習室1室、教職実践演習観察室1室、研究室2室、演習室4室、ピアノレッスン室2室、学生自習室1室を、5階に音楽講義室1室、電子オルガンレッスン室2室、研究室1室、アンサンブル室(練習室)1室を設置することとしている(前掲「6 校地校舎等の図面」に図示)。

学芸学部の教育研究等に必要となる施設、校具、教具等に関しては、以下のように整備するが、これらを整備することによって、4年間の教育を円滑に行うことができる。なお、必要となる校具や教具等の備品に関しては、学芸学部の開設前年度及び開設初年時に整備することとする。

その他短大との共用となる既存施設の理科実験室、調理実習室、図書館についても併せて改修工事を行う。

教員研究室、講義室、およびその他の特別な用途を前提とした施設については、下記の通りである。

#### 教員研究室

教員研究室については、本館の建設に併せて、子ども学科研究室として9室を整備する。なお、6室については既設施設の研究室を充当することで、専任教員15名の教員研究室は確保される。

また、音楽学科教員研究室は既存施設である3号館の研究室10室に加え、3号館のレッスン室の改修、および本館建設に併せて音楽学科研究室として1室を整備し、教員14名の研究室を確保する。

#### 講義室

学芸学部が開設する講義系科目及び実習を伴わない演習科目については、本館3階に設置する専用の講義室(2室)に加えて、既設の講義室を共用することで不足することはない。

#### 演習室

本館4階に少人数の学生が、模擬授業、研究発表、指導方法の体験や、与えられたテーマを元に討議などを行うための教室として4室を整備する。学生の人数が少ないことを活かし、教員と学生の双方向授業が可能になり、教員にとってはきめ細かな指導ができる。また学生にとっては繰り返しの体験や討議、教員からの細部にわたる指導を通して、実力を身につけられることが可能となるような教室である。

#### 自習施設

学生が自由に使用できる施設として、本館3階に学生控室2室、4階に学生自習室1室を整備するとともに図書館にも自習スペースを確保する。

#### 理科実験室

理科実験室及び準備室は、短期大学保育学科との共用施設として5号館2階の既存施設を改修整備し、実験等の授業に必要な備品等は整備する。

#### 音楽室

音楽教育に関しては、短期大学保育学科が使用している5号館4階幼児音楽教室を共用する。

#### 図画工作室

図画工作に関する教育については、短期大学保育学科が使用している6号館4階図画工作室を共用する。

#### 体育施設

体育関係の授業は、屋外のグラウンドに加えて、既存の体育館2階アリーナ及び体育館1

階1号教室を短期大学と共用する。アリーナは、バレーボールコートが2面とれるスペースである。

#### 家庭科実習室

家庭科の授業は講義室で行うが、実習を伴うものについては、短期大学コミュニティ生活学科が使用している1号館3階ファッション演習室2及び2号館3階調理実習室3を共用する。

#### プレイルーム

主に幼児教育・保育における室内遊戯の実習・実演のために板張りのプレイルームが必要となるが、この施設については6号館3階の体験学習実習室を共用する。

#### 教職実践実習室・教職実践実習観察室

本館4階に教職実践実習室及び教職実践実習観察室を整備する。教職実践実習室には、ビデオプロジェクターを使用する一般的な視聴覚設備に加え、講義自動収録システムを導入する。このシステムは、『クリッカー』と呼ばれるリモコンからの反応データを収録映像に付与することができる。活用例として、学生による模擬授業の際、教員及び他の学生全員が『クリッカー』を持ち、分かり易かった箇所、分かりにくかった箇所等その場でチェックボタンを押す。模擬授業終了後、反応データが付与された収録映像をすぐに再生することができるため、模擬授業内容の改善に役立てることができる。また、このシステムは可動式ユニットであり、授業評価システムとしても利用できるため、外部入力端子を備えた視聴覚設備を有する他の講義室等で利用することにより、教員のFDを推進し、学生の学力向上に役立ててゆく。

教職実践実習観察室は、教職実践実習室の収録内容のモニタリングやマジックミラーでの観察、収録映像の編集等に利用する。

#### 子ども・子育て支援研究センター

子ども・子育て支援研究センターはその施設を1号館1階に持つ。地域の子どもと保護者が集うことのできる絨毯張りの遊戯スペースやテラス、保護者などの相談に乗ることができる相談室などを設けている。子育て支援に関連する授業では、保護者等の了解を得たうえで、実際に子育て支援活動に参加することができる施設である。

#### 音楽講義室

本館5階に、音楽学科の講義だけでなく、アンサンブル、合唱、吹奏楽、音楽鑑賞、合奏、指揮法など多数の楽器を使って行う授業を、広いスペースを使って行う施設として整備する。実技試験場として使用するほか、授業成果発表、地域貢献演奏会開催ホールとしての機能を持たせた施設とする。

#### 練習室

学生が自由に演奏の練習を行える部屋として、3号館に練習室を20室(学芸学部専用)、5号館に練習室を19室(広島文化学園短期大学保育学科と共用)設置している。すべて

の部屋が防音設備を整え、ピアノを置いている。学生は無料で、自由に練習室でピアノを始め楽器の練習を行うことができる。

#### 電子オルガン練習室

本館5階に電子オルガン実技の個人レッスンをを行う部屋として2室整備する。個人のレベルに応じた指導を行うことによって、個人の實力を高めていく。各室にはヤマハ、カワイの2機種を教員用、学生用の2台を設置する。レッスン授業以外の時間帯には学生用として使用させる。

なお、学芸学部では子ども学科と音楽学科の両方で、学生がピアノを利用する機会が多いと予測されるが、専用・共用を含め、十分なピアノの保有台数を備えている（資料10参照）。

#### (c)図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の広島 長束キャンパス図書館は学芸学部の設置に伴い、広島文化学園短期大学図書館との共用施設とするため、平成21年度に図書館施設改修を行うこととしている。現在の施設面積は522㎡、閲覧席数79席、書籍蔵書数は約6万9千冊、雑誌種類数約147種、視聴覚資料（DVD、CD等）2,336点であり、年間増加冊数は約1千冊である。

改修後の施設面積は753.61㎡、閲覧席119席となり、集密書架、絵本架、大型本架、一般書架の増設により、開架約1万2千冊、書庫約5万1千冊、計6万3千冊の収蔵収容能力増加となり、総収容可能冊数は約13万3千冊となる。施設改修後は、学芸学部の設置による増加分を含めた広島 長束キャンパスの収容定員980名に対して、閲覧席数、蔵書収容能力ともに十分であると考えている。

広島文化学園大学の呉 郷原キャンパス、呉 阿賀キャンパス、広島 坂キャンパスに設置されている3図書館と広島 長束キャンパスの図書館は、平成17年10月より同一サーバー上で相互に利用できる蔵書検索システムで結ばれおり、一体的に図書の検索と利用ができるようになっている。この学園内の一体的蔵書検索システムを利用することによって、学芸学部の学生は広島 長束キャンパスの図書館から、本学の他の3キャンパスにある図書館の蔵書数約10万3千冊（専門図書60千冊、一般教養図書43千冊、年間増加冊数約4千冊）を自由に検索し、宅配便を利用したデリバリーシステムによって、閲覧を希望する図書を数日内には手にすることができるようになっている。特に、看護学部のある呉 阿賀キャンパスの図書館には療育、病児保育関係の図書も充実しており、学芸学部子ども学科の学生にはこのシステムが大いに役立つものであると考えている。

学芸学部の開設にあたっての図書・雑誌・視聴覚資料の整備については、学生の学習・研究活動支援を第一とし、カリキュラム及び教育目的に沿ったものを中心に、教養に関する図書と専門に関する図書のバランスに留意して収集整備を行なうこととしている。保育・幼児教育関係図書資料・音楽教育関係資料・教養関係図書資料等については、短期大

学の音楽学科及び幼児教育学科（現保育学科）が開設されて以来、継続的に整備・充実を図ってきており、教養関係図書資料は、現在図書3万1千冊、雑誌41種、保育・幼児教育関係図書資料は、現在図書1万3千冊、雑誌31種、音楽教育関係図書資料等は図書約8千冊（楽譜約4,600冊を含む）、雑誌22種があり、これらの資料等は学芸学部の教育研究においても十分に活用できるものであり、転共用図書として教育に役立てる。

さらに、学芸学部においては、教育学に関する教育研究及び各教科の教育研究も行うことから、各教科の教科書等をはじめとした教育関係図書を学部開設時までに子ども学科約1,200冊音楽学科約1,600冊を整備するとともに、既存の「教育心理学研究」、「教育学研究」、「音楽学」、「日本音楽療法学会誌」などの主要な学術雑誌に加えて、より細分化した分野の学術雑誌を35冊、視聴覚資料を430点追加整備して、開設時には図書約5万8千冊、学術雑誌129種、視聴覚資料約1,800点を保有する計画である。電子ジャーナルに関しても、図書館施設の改修に合わせて閲覧装置を整備し、最新の学術情報を提供できる体制を計画している。

開学後の整備計画については、完成年度までにさらに図書約2,300冊、雑誌29種、視聴覚資料400点等を追加整備していく。

また、国立情報学研究所が提供する目録・所蔵情報総合目録データベース構築事業に参画し、目録所在情報サービスや図書館相互貸借システムを利用して、利用者の情報収集活動を支援している。

本学図書館は広島県大学図書館協議会、中国四国大学図書館協議会及び私立大学図書館協会、日本私立短期大学協会及び私立短期大学図書館協議会に加盟し、緊密かつ迅速な相互協力体制のもと多様な図書館サービスに対応している。

加えて、図書館の社会貢献として一般利用者の自学・自習活動や生涯学習を支援するため、一般公開を行い、広島県大学図書館協議会と広島県公共図書館との相互協力協定に参加し、サービスの向上に努めている。

## ク 入学者選抜の概要

### 1. 入学者選抜の基本方針

学芸学部は、人間として広く深い教養を備えた教育者としての資質を基礎に、専門的な諸学問、すなわち、子どもの人間形成にかかわる専門的な学問としての「子ども学」の教育研究、および広く音楽に関する学術・技法としての「音楽」の教育研究を目的としている。そして、子ども学科では、深い教養を基盤として、地域の子どもの教育・保育・子育て

て支援に貢献する人材を養成することを目的とする。音楽学科では、深い教養を基盤として、地域の音楽文化の担い手となる人材を養成することを目的としている。

この目的に基づき、子ども学科と音楽学科では、以下のようなアドミッション・ポリシーによって多様な個性と能力を有する者を受け入れる。そのために、志願者の資質・能力を総合的に判断・評価することができる選抜方法を設定する。

#### 1) 子ども学科のアドミッション・ポリシー

子ども学科では、乳幼児期から児童期にかけての子どもの成長と発達を支援することに旺盛な熱意と意欲を有し、子どもを支える地域社会の創造に貢献しようとする学生を受け入れる。

#### 2) 音楽学科のアドミッション・ポリシー

音楽学科では、専門的音楽技能を高めるとともに音楽に関する広範な知識を修得することに旺盛な熱意と意欲を有し、地域社会における音楽文化の向上に貢献しようとする学生を受け入れる。

### 2. 入学試験制度

本学部の入学者選抜は、受験機会を増やし幅広く募集を行うために、以下の方法によって行う。

#### 1) 一般入学試験

一般入学試験は、大学入学資格を有する者を対象として、下記の2種類の試験によって行う。

##### (1) 一般入学試験

子ども学科では、国語(国語総合(近代以降の文章))を必須とし、数学「数学・数学A」または英語「英語・英語」から1科目の選択により、2科目の学力検査を行い選考する。

音楽学科では、学力検査(国語:国語総合(近代以降の文章)、数学:数学I・数学A、外国語:英I・英、理科:生物I、化学Iから1科目の選択)とともに、課題曲と自由曲を演奏する実技試験を行い選考する。

##### (2) 大学入試センター試験利用入学試験

(平成23年4月入学生より実施予定)

子ども学科では、大学入試センター試験では、国語(近代以降の文章)を必須とし、次の5教科(数学:数I、数I・数A、数II、数II・数B、工、簿、情、外国語:英語

(リスニングテストを除く) 理科：理科総合 A、理科総合 B、化 I、生 I、物 I、地 I、地歴：世 A、世 B、日 A、日 B、地理 A、地理 B、公民：現社、倫、政経)から 1 科目の選択により、2 科目のセンター試験成績を照会することで選考する。子ども学科では個別学力検査等は課さない。

音楽学科では、次の 6 教科(国語：国語(近代以降の文章) 数学：数 I、数 I・A、数 II、数 II・B、工、簿、情、外国語：英語(リスニングテストを除く) 理科：理科総合 A、理科総合 B、化 I、生 I、物 I、地 I、地歴：世 A、世 B、日 A、日 B、地理 A、地理 B、公民：現社、倫、政経)から 1 科目の選択により、センター試験成績を照会するとともに、課題曲と自由曲を演奏する実技試験を行い選考する。

## 2) 推薦入学試験

学習意欲の旺盛な者、特定の分野で優れた能力や学習成果を有する者等、幅広く生徒を受け入れるために、以下に示す推薦入学試験を実施する。

### (1)教育連携指定校推薦

高等学校との信頼関係を基本として、本学の建学の精神、教育理念、教育方針、教育内容を理解し、教育連携が可能な高校の学校長が推薦する本学を専願とする生徒を対象とし、調査書および面接の結果を総合的に考慮して選考する。

### (2)公募制推薦

高等学校の学校長が推薦する本学を専願とする生徒に対して実施する。子ども学科では小論文と調査書および面接の結果を総合的に考慮して選考する。音楽学科では課題曲と自由曲を演奏する実技試験と調査書および面接の結果を総合的に考慮して選考する。

## 3) アドミッション・オフィス(AO)入学試験

学習意欲が高く個性的な者を受け入れるために、入学志願者の意欲や個性、高等学校等での履修科目・活動状況、大学で学びたい内容と本学部の教育内容とが接続可能かどうか、志願者との面談を中心にして総合的に選考する。具体的な方法は以下のとおりである。

### (1)エントリーシートの提出

本学志望の理由、入学後学習したい内容、これまでの活動状況等について詳細に記載する。

### (2)一次面談

エントリーシートに基づき、本学入学の動機、高等学校等での活動状況等について面談する。

### (3)二次面談

志望学科ごとに、入学後学習したい内容、これまでの活動状況等を中心にして面談する。合わせて、子ども学科では自己アピールを、音楽学科では課題曲と自由曲を演奏す

る実技試験を行う。

(4)出願

一次面談を経て二次面談で登録認定された者が、入学志願書類（入学志願票・調査書）を提出する。

(5)判定

一次面談・二次面談の結果と、出願書類により総合的に選考する。

4) 社会人特別入学試験

社会人とは、入学年度の4月1日現在、満21歳以上の社会経験等を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者である。

(1)高等学校を卒業した者

(2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3)学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

募集人員は若干名とし、子ども学科、音楽学科それぞれの定員内で実施する。子ども学科では小論文と面接により総合的に選考する。音楽学科では課題曲と自由曲を演奏する実技試験と面接により総合的に選考する。

5) 外国人留学生特別入学試験

子ども学科、音楽学科それぞれの定員内で、日本国籍を有していない者で本学の入学資格に該当する者について、日本語試験、面接、出願書類により総合的に選考する。音楽学科では合わせて課題曲と自由曲を演奏する実技試験を行う。

3. 音楽学科の実技試験課題曲と自由曲

声楽

次の(1)課題曲と(2)自由曲を演奏すること。

(1)課題曲

次の ~ の中から2曲を選ぶこと。その中から当日1曲を指定する。

Amarilli, mia bella ( a, g ) . . . . . G. Caccini

Già il sole dal Gange ( B, As ) . . . . . A. Scarlatti

Caro laccio ( Es, Des ) . . . . . F. Gasparini

Sebben crudele ( e, d ) . . . . . A. Caldara

Caro mio ben ( F, Es ) . . . . . G. Giordani

Nina ( e ) . . . . . G. B. Pergolesi

Ich liebe dich ( G, F ) . . . . . L. v. Beethoven

An die Musik ( D,C )	・ ・ ・ ・ ・	F. Schubert
An Silvia ( 1, 2 番 ) ( A, G )	・ ・ ・ ・ ・	F. Schubert
Sonntag ( G, F )	・ ・ ・ ・ ・	J. Brahms
平城山 ( a )	・ ・ ・ ・ ・	平井 康三郎
北秋の ( D )	・ ・ ・ ・ ・	信時 潔
浜辺の歌 ( As )	・ ・ ・ ・ ・	成田 為三
さくら横ちょう ( b )	・ ・ ・ ・ ・	中田 喜直
ひぐらし ( As )	・ ・ ・ ・ ・	團 伊玖磨

( 2 ) 自由曲

任意の 1 曲を暗譜で原語で演奏する。

ピアノ

次の ( 1 ) 課題曲と ( 2 ) 自由曲を演奏すること。

( 1 ) 課題曲 次の ~ の中から任意の 1 曲を選択し、第一楽章または終楽章 ( 緩徐楽章は除く ) を繰り返しなし、暗譜で演奏すること。

J. Haydn のソナタ

W. A. Mozart のソナタ

L. v. Beethoven のソナタ

( 2 ) 自由曲

任意の 1 曲を暗譜で演奏する。

電子オルガン

次の ( 1 ) 課題曲と ( 2 ) 自由曲を演奏すること。

( 1 ) 課題曲

シーケンサーを使用しない楽曲を演奏。音色データは使用可。( 暗譜の必要なし )

( 2 ) 自由曲

任意の 1 曲を暗譜で演奏する。

木管楽器

次の ( 1 ) 課題曲と ( 2 ) 自由曲を伴奏なしで演奏すること。

( 1 ) 課題曲

[フルート] 次の ~ の中から任意の 1 曲を演奏すること。

E. Köhler ; Medium Difficult Exercises Op.33 より No.1 ~ No.12

J. Donjon ; Pan

W. A. Mozart ; Flute Concerto No.2 Ddur より第二楽章

[オーボエ] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

L. Wiedeman ; 45 Etude より No.5、9、10、11、12

G. F. Händel ; Oboe Sonata in B dur より第一楽章と第三楽章(リピートなし)

[クラリネット] 次の～の中から任意の1曲を演奏すること。

C. Rose ; 32 Etudes より No.1、2、11、12

C. M.von Weber ; Concertino Es dur Op.26 の冒頭から111小節目まで。

N. W. Gade ; Fantasias for Piano and Clarinet Op.43 より

「Andante con moto 及び Allegro Vivace」

[サクソフォン] 次の～の中から任意の1曲を演奏すること。

G. Lacour ; 50 Etudes 1巻より12、13、16、23、25 (Billaudot 出版)

P. Maurise ; Tableaux de Provence (Lemoine 出版)

A. Glazounov ; Concerto より冒頭から練習番号16まで。

[ファゴット] 次の～中から任意の1曲を演奏すること。

J. Weissenbom ; Fagottstudien 2巻 Op.8 より No.1、3、5、13、15

G. P. Telemann ; Sonata in f moll より第一楽章

A. Vivaldi ; Concerto in a moll より第一楽章

(2) 自由曲

任意の1曲を演奏する。

## 金管楽器

次の(1)課題曲と(2)自由曲を伴奏なしで演奏すること。

(1) 課題曲

[トランペット] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

C. Kopprasch ; 60 Etudes for Trumpet より No.3、8、10、12

J. B. Arban ; Fantaisie Brillante No.3 より Theme 及び var.

[ホルン] 次の～の中から任意の1曲を演奏すること。

Maxime-Alphonse; 200 Etudes Nouvelles Vol. 1 より No.13,18,40,48

W. A. Mozart ; Concerto No.3 より第一楽章

W. A. Mozart ; Concerto No.1 より第一楽章

[トロンボーン] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

J. Rochut ; Melodious Etudes for Trombone Book 1 より No.3、4、7

E. Paudert ; Famous Aria

[ユーホニウム] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

C. Kopprasch ; 60 Etudes より No.3、6、8、10、12

J. B. Arban ; The Beautiful Snow より Theme 及び Var.

[チューバ] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

M. Bordogni ; 43 Bel Canto Studies for Tuba より No.1、2

C. Kopprasch ; 60 Etudes より No.4、14 (Robert King 版)

(2) 自由曲

任意の1曲を演奏する。

#### 弦楽器

次の(1)課題曲と(2)自由曲を伴奏なしで演奏すること。

(1) 課題曲

[ヴァイオリン] 次の曲の中から任意の1曲を暗譜で演奏すること。

R. Kreutzer ; 42 Studies より No.2~No.12

[ヴィオラ] 次の曲を暗譜で演奏すること。

磯 良男著、やさしいヴィオラ入門 57ページ G. F. Händel ; Bourrée

[チェロ] 次の曲の中から任意の1曲を暗譜で演奏すること。

J. J. F. Dotzauer ; Etüden 第1巻 より No.14~No.30

[コントラバス] 次の曲を暗譜で演奏すること。

F. Simandl ; 30 Etudes より No.8

[ギター] 次の曲の中から任意の1曲を演奏すること。

F. Sor ; Estudios より Op.60、Op.30

[箏十三絃] 次のの中から任意の1曲を演奏すること。

「千鳥の曲」(楽譜の使用可)

「みだれ」(楽譜の使用可)

(2) 自由曲

任意の1曲を演奏する。


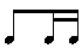
#### 打楽器

小太鼓・マリンバ・和太鼓の中から1つ選択し、次の(1)課題曲と(2)自由曲を演奏すること。

(1) 課題曲

[小太鼓]基礎打ちの中から次のいずれか1つを選択し演奏すること

一つ打ち、二つ打ち、五つ打ち

[マリンバ] クロマティックスケール(半音  階)を  3オクターブ上  
下行する

[和太鼓] 締太鼓により任意のテンポで または の型で地打ち

(2) 自由曲

任意の1曲を演奏する。

#### 4. 募集定員の割合

入学試験制度による募集定員の割合は、下記の通りとする。

一般入学試験・大学入試センター試験利用入学試験	4割程度
推薦入学試験・AO入学試験・社会人特別入学試験・外国人留学生特別入学試験	6割程度

音楽学科では、専攻楽器ごとの募集学生の目安は、声楽8名、ピアノ（電子オルガン）15名、弦楽器4名、金管楽器5名、木管楽器8名、打楽器5名、である。学生の希望を尊重するために、学園のこれまでの経験（広島文化学園短期大学での入学者実績）をもとに算出した数値であり、個人レッスンの希望に対応できるだけの専任教員を置いている。ただし、特定の専攻楽器に入学希望者が集中する場合には、その学生の希望を尊重できるように、専任教員の副科実技の開講科目数を他の担当者に振り分けるなどして対応する。

なお、編入学試験については、「サ 編入学定員の設定と具体的計画」で述べる。

#### 5. 入試実施体制

入学試験は、広島文化学園大学入学者選抜規程に従って試験実施体制を組織し、学生募集要項作成、問題作成、採点、合否判定、合格通知等について、公正に実施する。

#### ケ 取得可能な資格・免許

学芸学部はその設置の理念から、卒業要件として免許・資格の取得を義務付けてはいない。しかし、「広く深い教養を備えた教育者」として社会的に活躍する学生の中には、免許・資格を取得し、それを活用して社会へ寄与しようとする学生も少なくないものと予測される。そのため、下記の免許・資格の取得を認めるものとする。

学芸学部において取得可能な資格

学科名	資格名	国家/民間の別	備考
子ども学科	小学校教諭一種免許状	国家	

	幼稚園教諭一種免許状	国家	
	保育士	国家	
音楽学科	中学校教諭一種免許状（音楽）	国家	
	高等学校教諭一種免許状（音楽）	国家	
	音楽療法士（１種）	民間	全国音楽療法士養成協議会

以上はすべて必要な単位を取得することで、資格取得が可能なものである。

## コ 実習の具体的計画

### 1．実習の基本的な考え方

「広く深い教養を備えた教育者」の養成を目指す学芸学部では、体験活動を含む実習は本学部の教育活動において重要な意義を担う。実践的な教育者としての資質・能力を各種実習によって育成することが重要である。地域に開かれた大学として地域交流の拠点として位置づけられる。以上の趣旨から、実習施設を新設・拡充するとともに、多様な実習機会を確保する。

### 2．実習指導の基本的な体制

学生の実習の円滑で効果的なものとするために、実習の運営は「実習委員会」が組織的に行う。この委員会の構成員は、学芸学部長の責任のもと、子ども学科の幼稚園教育実習担当者、小学校教育実習担当者、保育実習担当者、その他の実習の担当者（「教育・保育体験」、「病児保育実習」、「特別支援実習」）、音楽学科の教育実習担当者、音楽療法実習担当者によって組織される。この委員会は免許・資格への関連の有無に関わらず広く実習を担当する教職員が所属し、実習の計画立案や実習指導の徹底などを主に行う。開催は年2回（2月と8月）を全体会として、学部全体としての実習計画立案や実習指導方針の確認や調整を行うほか、学科の実習担当者同士の会合（分科会）を隔月（偶数月）に開催し、実習の状況や外部施設との連絡・協議の状況を密接に連絡しあう。以上のように、実習委員会は学芸学部が責任ある実習指導体制をとることができるよう、実習を企画し発展・充実させるものである。

またこの実習委員会は、学生部と連携し、継続的かつ柔軟に教員養成・保育士養成カリキュラムの検討にも参加することで、「教員養成カリキュラム委員会」（中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」）の役割を学生部とともに果たす

ものである。あわせて、必要に応じて、検討事項を学科会議および教授会に諮ることで、大学・学部・学科の責任において免許・資格の指導体制を組織運営できるようにする。

### 3. 実習施設

広島文化学園大学は、附属幼稚園等の教育実習施設を保有していない。この点を考慮して、特に新学部設置に際して、子ども学科では次の三点の充実を行っている。

- 1) 子ども学科用の施設として、「教職実践演習室」(135.0 m<sup>2</sup>)、「教職実践演習観察室」(26.25 m<sup>2</sup>)を設営して、実際の小学校、中学校、高等学校の教室で展開される教育活動を「体験」、「表現」、「観察」できるモデル教室を設ける(平成21年12月完成予定)。また、このモデル教室は、教員と学生が双方向的にコミュニケーションをとることができるシステムを設置することで、授業内容の充実を図るものである。
- 2) 短期大学保育学科との共有施設である「子ども・子育て支援研究センター」の専用スペース(145.89 m<sup>2</sup>)を学部開設までに整備する。地域の「子育て支援」のセンターとして、保育実践を行うことで、各種実習の授業で活用する(次項の「4. 子ども・子育て支援研究センター」に詳述)。
- 3) 広島地区と呉地区それぞれで幼稚園・保育所を運営している二つの法人と協定を結び、学生の観察体験や子どもとのかかわりを体験できる場として、幼稚園・保育所を学生の体験機会を提供していただく。

また、音楽学科用としては、学生の演奏活動(発表)の場としても利用できる「音楽講義室」(339.52 m<sup>2</sup>)を設営する。本施設は各種の授業において、演習的・実習的な活用が可能であるが、併せて地域住民との音楽の交流の場としても活用することを計画している。

### 4. 子ども・子育て支援研究センター

これまで活動してきた「広島文化学園短期大学子ども・子育て支援研究センター」を、学芸学部開設にあわせ、「広島文化学園子ども・子育て支援研究センター」と改め、学芸学部が中心となり、広島文化学園短期大学保育学科と連携して運営する(資料11参照)。

子ども学科の学生には、広く子どもの支援と子育ての支援の実践力養成の機会を提供する。具体的には、「家族援助論」、「子育て支援論」等の子育て支援活動に関連する授業において、センターの施設を活用する。また、授業外のセンターの活動(保護者への相談活動、地域の幼児・児童等を招いた活動など)においても、積極的な参加を学生に促す。このような機会を学生に提供することで、子ども学科は教育力・保育力・支援力を有した人材を輩出するとともに、地域に開かれた子どもと子育ての実践的支援と研究の中核としての役割を担う。

他方、音楽学科の学生には本センターに訪れた子どもやその保護者を対象とした演奏

会の機会を提供し、地域の音楽文化の担い手としての自覚を涵養するとともに、音楽と人間形成との関係をより深く理解することができる。以上のように「子ども・子育て支援研究センター」は教育・研究・地域貢献の中核となる施設である。

## 5．実習先の確保

学芸学部の実習先としては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校、保育所、児童福祉施設などがある。

現在、保育所実習と幼稚園実習の実施施設として、地域の私立幼稚園および私立保育所と組織的な連携・協力体制を図ることを目的に、協定書を定めている。

保育所実習についてはその他にも、広島市こども未来局の協力を得て、広島市立保育所への実習生受け入れの承諾を得ている。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については、広島市教育委員会の協力を得て、広島市立幼稚園への実習生受け入れの承諾を得ている。

施設実習先となる児童福祉施設については、近隣の施設で実習を行う予定であり、実習生受け入れの承諾を得ている。

実習生受け入れの承諾書は添付資料の通りである（資料 12 参照）。実習生の受け入れ人数は、園児数・児童数・生徒数の現状、並びに実習時の本学学生の交通の利便性などをもとに算出されている。

## 6．実習先との連携

実習先との連携に際しては、実習委員会と実習先の緊密な連携を果たすために、大学側の各実習の担当者と実習先の実習指導者の間での密な連絡を行う。実習期間中は実習担当者による訪問を1回以上行い、情報交換を実習先の長もしくは実習指導者との面談によって行う。このとき学生の巡回指導も行う。

また学生の実習期間以外にも、幼稚園・小学校・保育所の長（あるいはその経験者）を講師として招き、事前指導の一環として学内で講演会を行う。講演会の時期は2年次の夏季休業中（最初の実習である幼稚園教育実習が2年後期のため）とする。さらに実習生の指導方針や指導体制などについて、特に実習先からの要望があった場合や、逆に実習先に特に求めたいことがあった場合には、実習担当者が実習先となる学校等を訪問し、協議や情報交換などを行う。

## 7．教員免許状及び保育士資格に係る子ども学科の実習の具体的な計画

（資料 13 参照）

### 1)実習の全体的方針

実習は実践的応用力を養うための総合的な科目と認められるが、学芸学部子ども学科においては、「広く深い教養を備えた教育者」という観点から、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭

一種免許状、保育士資格に該当する実習科目として、幼稚園教育実習、小学校教育実習(介護等体験を含む)、保育所保育実習、施設実習という4種類の学外実習の機会を設ける。この多様な実習機会を経ることで、自らの人間性を豊かにし、調和的な教養の内実を確かなものとし、さらに人間にかかわり地域にかかわる教育者としての資質と自覚を、実践を通して高めることになるため、特に重要である。またこの実習が学内での学習と体系的・総合的に関連性を持ち、より効果的なものとなるために、本学では事前事後指導を含めた実習指導体制に万全を期す。

実習の巡回指導や個別指導については、いずれの実習においても小学校実習担当担当者、幼稚園実習担当者、保育実習担当者の教育・保育の実践指導者が中心となるが、教職実践演習の担当者とチューター(専任教員が務める)が補助として協力し、密接な連携をとりながら作業を分担する。

なお、小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状・保育士資格の三つの取得を目指す学生については、2年後期(幼稚園)、3年前期(保育所)、3年後期(幼稚園)、4年前期(保育所)において、それぞれ2週間程度、学期中の実習が入る。学生の無理のない履修への配慮として、成績優秀者(累積GPA3.0ポイント以上)に限り、チューターと学習意欲や学習計画を検討したうえで、三つの免許・資格の取得を例外的に認めることとする。

## 2)実習の実施期間

学外実習は基礎的な知識を習得し、かつ就職活動に大きな支障をきたさない期間として、2年後期から4年前期までに行われる。この期間は子ども学科の必修科目となっている「教育・保育体験」(資格に関連しないため次項「コ 免許・資格に関連しない学外実習の具体的計画」に詳述)も終了し、基本的な実習の心得が獲得された時期である。また、複数の免許・資格の取得希望者の妨げとならないよう、すべての実習が期間を重複しないように配慮している。

なお、実習の期間は長期休暇の期間を有効に利用することに努めているが、一部の实習では通常の学期期間内に行うため、学生の不利益を避けるべく補講日・補講期間の設定を行う。

## 3)実習の内容

実習の内容としては、事前事後指導(研究会を含む)実習校および実習園での観察実習、参加実習、指導実習によって構成される。具体的な内容は下記の通りである。

## < 小学校実習 >

### (1) 小学校実習 (事前事後指導)

この授業では事前事後指導を中心として行う。まず2年前期から後期にかけて、実習の目的や意義を理解するとともに、実習先の選定を行う。3年前期と夏季休業中には学習課題の設定の仕方や実習記録の書き方、さらには実習の心得について講義を行う。学外実習の終了後である3年後期には、実習の成果をふまえて報告会を行い、実習の反省点や今後の学習の課題、適性の自己評価などを行う。

なお、この単位には小学校教諭免許状取得のために義務付けられている介護等体験を含む。介護等体験は原則として4年次に行うが、特別支援学校にて2日間、社会福祉施設にて5日間の体験をする。このための事前指導としては、専門講師により2回行う。これによりその理解と認識を深めさせ車椅子実習の体験により、その心構えをさらに養う。

### (2) 小学校実習

小学校での4週間の実地実習。3年次の9月を主な実習期間とする。目的は児童の実態の把握、教育実践力の向上、教員の職務に対する理解などである。小学校教員免許取得を目指す学生に対して、小学校の現場の実情と、児童の姿の実情を、体験と実践を通して理解を深め、その重責への自覚を高めるものである。観察実習、参加実習、指導実習を行う。

なお、この単位を取得するためには、小学校実習 の履修を必須とする。

### (3) 小学校実習

小学校での2週間の実地実習。3年次の9月を主な実習期間とする。授業の目的は児童の実態の把握、教育実践力の向上、教員の職務に対する理解を深めることである。

小学校教諭一種免許取得を目指す学生に対して、小学校の現場や児童の姿の実情を、体験と実践を通して理解を深め、その重責への自覚を高める。

## < 幼稚園実習 >

### (1) 幼稚園実習

この授業では事前事後指導を中心として行う。まず2年前期から、実習の目的や意義を理解するとともに、実習先の選定を行う。2年後期では実習での課題の設定の仕方や実習記録の書き方、さらには実習の心得について講義を行う。実習終了後には、実習の成果をふまえて報告会を行い、実習の反省点や今後の学習の課題、適性の自己評価などを行う。

### (2) 幼稚園実習

幼稚園での4週間の実地実習。2年次の10月(2週間)と3年次の11月(2週間)を主な実習期間とする。目的は児童の実態の把握、教育実践力の向上、教員の職務に対する理解などである。小学校教員免許取得を目指す学生について、小学校の現場の

実情と、児童の姿の実情を、体験と実践を通して理解を深め、その重責への自覚を高めるものである。2年次の10月では主に観察実習と参加実習を行い、3年次の11月には主に参加実習と指導実習を行う。特に子どもの発達の理解や幼稚園の実態の詳しい理解を企図して、2年次と3年次の実習受け入れ先は変更しないことを原則とする。

なお、この単位を取得するためには、幼稚園実習 の履修を必須とする。

### (3)幼稚園実習

幼稚園での2週間の実地実習であり、主な実習期間は2年次の10月である。これには小学校実習 を履修する学生が、幼稚園教諭一種免許状を希望する場合に履修することができる。

授業の目的は幼児期の子どもの実態の把握、教育実践力の向上、教員の職務に対する理解を深めることである。

幼稚園教諭一種免許取得を目指す学生に対して、幼稚園の現場や幼児の姿の実情を、体験と実践を通して理解を深め、その重責への自覚を高める。

### < 保育実習 >

#### (1)保育実習

この授業では事前事後指導を中心として行う。2年前期から、実習の目的や意義を理解するとともに、実習先の選定を行う。保育実習 の施設実習を前にした2年後期、および保育実習 の保育所実習を前にした3年前期には、学習課題の設定の仕方や実習記録の書き方、さらには実習の心得について講義を行う。それぞれの実習終了後には、実習の成果をふまえて報告会を行い、実習の反省点や今後の学習の課題、適性の自己評価などを行う。

#### (2)保育実習

保育所11日間、保育所を除く児童福祉施設11日間の実地実習であり、実習校との連携のもと、2年次の2～3月（保育所を除く児童福祉施設）と3年次の5月（保育所）を主な実習期間とする。目的は保育所と児童福祉施設における乳幼児の実態把握、福祉的実践力の育成、職員の職務理解などである。

この単位を取得するためには、保育実習 の履修を必須とする。

#### (3)保育実習

保育所での11日間の実地実習である。主な実習期間は4年次の6月である。事前事後指導を含む。

この単位を取得するためには、保育実習 と保育実習 の履修を必須とする。

#### (4)保育実習

保育所を除く児童福祉施設での11日間の実地実習である。主な実習期間は3年次の2月～3月である。事前事後指導を含む。

この単位を取得するためには、保育実習 と保育実習 の履修を必須とする。

#### 4)成績評価及び単位認定の方法

実習先の長による実習生の評価を、本学科の定めた「評価表」に記入していただくが、その評価とあわせて、学生の実習記録、出勤状況、実習終了後のレポートなどによる実習生の自己評価で総合的に評価し、実習担当者が単位認定する。事前事後指導の場合は、出席状況、実習報告書をはじめとする各種提出物、実習報告会の報告内容から総合的に評価し、実習担当者が単位認定する。

#### 5)危機管理

実習に際して、感染予防は実習生の身を守るだけでなく実習中に接触する人々の健康を守るためにも必要な措置である。そのため、大学入学時に麻しん等の予防接種歴に関する調査を行う。その調査結果に基づき、学生への予防接種の指導を行う。

また、実習中の事故や怪我を避けるために実習の事前事後指導に際しては、危機管理の基礎について十分な講義を行う。また実習中の事故はどれほど意識して避けようとしても学生に責がないものも多いため、入学者全員には「学生教育研究災害傷害保険」、「学生教育研究災害賠償責任保険」への加入を義務化する。その他、実習に伴う危機管理の具体的方針は実習委員会によって定め、実習先との連携も含めて万全を期す。

#### 6)実習の水準の確保

実習施設については、規模や実習指導体制を基準として、実習先を確保している。

実習生については、実習委員会が参加基準を明示し、学生への動機付けを行うとともに、学科会議によって実習参加資格の有無を判断する。

### 8. 音楽学科の教員免許状に係る実習の具体的な計画

(資料 14 参照)

#### 1) 実習の全体的方針

実習は実践的応用力を養う為の総合的な科目と認められるが、学芸学部音楽学科においては、「広く深い教養を備えた教育者」という観点から、中学校教諭一種免許状(音楽)、高等学校教諭一種免許状(音楽)に該当する実習科目として次のように2種類の実習の選択する機会をもうけている。すなわち、一学校種で3週間にわたり実習を行う場合と、二学校種にそれぞれ2週間ずつ実習を行うことが可能である。この実習機会を経ることで、自らの人間性を豊かにし、調和的な教養の内実を確かなものとし、さらに人間に関わり地域に関わる教育者としての資質と自覚を、実践を通して高めることになるため、特に重要である。またこの実習が学内での学習と体系的・総合的に関連を持ち、より効

果的なものとなるために、本学では事前事後指導を含めた実習指導体制に万全を期す。具体的には、15名の教職履修者を想定する。事前・事後指導の補助として、また学生の個別指導および巡回指導の補助として2名の教員を配置し、教育実習担当者が中心となって学生の指導にあたる。必要に応じて連絡会議を開き、常に綿密な連絡を取りあって、効果的な事前・事後指導を行う。

なお、学生の履修登録については、3年前期に仮登録をし4年前期に本登録をする。

## 2)実習の実施期間

実習は、基礎的な知識を習得し、専門的な演奏技術および実習時に要求される音楽的能力が向上した、教職科目のうち音楽科教育法、教育心理学、発達心理学、教育課程論、道徳教育論、特別活動論、教師論、教育原理、教育相談、生徒指導論、教育方法論を履修した4年次の前期から3週間ないしは4週間にわたって行う。実習時期および期間は実習校の指示に従う。中学校教諭一種免許状取得に必要な介護等体験（特別支援学校にて2日間、社会福祉施設にて5日間）については、教育実習に支障のない3年次に行うものとする。

これらの実習では通常の学期期間に行うため、学生の不利益を避けるべく補講日の設定を行う。

## 3)実習の内容

実習の内容としては、事前事後指導、中学校または高等学校における学外実習、介護等体験によって構成される。具体的な内容は下記の通りである。

### (1) 事前指導

4年次に教育実習として学校現場で実地教育を受けるが、それに向け事前指導を3年次より数時にわたり集中的に受ける。4年前期の実習直前には、専門講師による人権学習を2時間、豊かな教育経験者による実習のためのオリエンテーション2時間を受講して、その心構えを養う。実習の目的や意義を理解するとともに、教育実習先の選定を行う。実習における学習課題の設定の書き方やさらには実習の心得について学ぶ。

### (2) 学外実習(中・高)(一学校種で3週間、または二学校種にそれぞれ2週間)

教育実習は、学校教育の現場を知り授業の実践力を身につけ、生徒の実態を把握し、教員の職務に対する理解を深めることが目的である。学校現場の実状と生徒の姿の実状を、実習をとおして理解を深め、その重責への自覚を高めるものである。学級運営、教材研究、指導案の立案から実践までを担当指導教諭の指導のもと実施し、研究授業を行い研修する。実習中は実習担当者が実習校に出向き、実習校の担当教諭と連携・協力しながら、実習生に対する適切な評価・きめ細やかな指導を行うことにより、実

習の効果を高める。実習時の内容については実習記録ノートに詳細を毎日記入することにより、実習をより有意義なものにする。

### (3)事後指導

教育実習終了には事後指導を受ける。実習の成果をふまえて反省会を行い、実習の反省点や今後の学習の課題、適性の自己評価と相互評価を行う。

### (4)介護等体験

中学校の教員免許を取得する場合には、介護等体験を行うことが義務付けられている。そのため音楽学科の免許取得希望者は、特別支援学校に2日間、社会福祉施設で5日間の体験を行う。このための事前指導として、広島市内13大学合同の介護等体験事前指導がある。さらに本学においては、専門講師により2回実施する。これによりその理解と認識を深めさせ、車椅子実習を通してその心構えをさらに養う。

実習担当者は、体験先との連絡・調整等に努めるほか、体験先に出向き実習生に助言を与える。

## 4)成績評価及び単位認定の方法

実習先及び体験先の長による実習生の評価を、本学科の定めた「評価表」に記入していただくが、その評価とあわせて、実習記録ノート、出勤状況、実習終了後のレポートなどによる実習生の自己評価で総合的に評価し、実習担当者が単位認定する。

## 5)危機管理

実習に際して、感染予防は実習生の身を守るだけでなく実習中に接触する人々の健康を守るためにも必要な措置である。そのため、大学入学時に麻しん等の予防接種歴に関する調査を行う。その調査結果に基づき、学生への予防接種の指導を行う。

実習中の事故や怪我を避けるために実習の事前・事後指導に際しては、危機管理の基礎について十分な講義を行う。また実習中の事故はどれほど意識して避けようとしても学生に責がないものも多いため、入学時に加入している「学生教育研究災害傷害保険」に加え実習生全員に「学生教育研究災害賠償責任保険」への加入を義務化する。その他、実習に伴う危機管理の具体的方針は実習委員会によって定め、実習先との連携も含めて万全を期す。

## 6)実習の水準の確保

実習先については、原則として学生の出身校を確保する。

実習生については、実習委員会が参加基準を明示し学生への動機付けを行うとともに、学科会議によって実習参加資格の有無を判断する。

## 9. 音楽療法士資格に係る実習の具体的な計画

(資料 15 参照)

### (1) 実習の全体的方針

音楽療法実習は、全国音楽療法士養成協議会の定める実習基準に基づき、2年次に音楽療法実習、(各1単位)、3年次に音楽療法実習(2単位)、4年次に音楽療法実習(2単位)を開講する。

全国音楽療法士養成協議会は音楽療法士(1種、2種)教育課程のガイドラインで、科目ごとにその内容と到達目標を掲げており、それによると「音楽療法実習」の内容は、「社会福祉施設・医療施設等において、観察・参加・記録を通して、対象者を正確に理解し、音楽療法士となる自覚を促すと共に、音楽療法の基礎的な実習を行う。」としている。また到達度目標としては、次の二つを挙げている。

音楽療法実習では、社会福祉施設又は医療施設等において、対象者に対する理解を通して、実際に音楽療法を行うことによって、音楽療法の理論と実践の関係について習熟させる。

音楽療法の実践だけでなく、医療施設や社会福祉施設等における療養・生活場面での対象者の行動や心理の変化など体験学習する。また、施設等の関係者の指示に従い、実際の介護援助等を行う。

つまり、音楽活動だけでなく、施設等体験実習を行うことで、音楽療法の重要な要素である対象者理解を深めることが求められている。したがって2年次に行われる「音楽療法実習」の内容を5日間の施設体験実習とした。なお実習前には、担当教員と学外講師による事前指導(2回)、実習後には事後指導(1回)を行う。

### (2) 実習の内容

音楽療法にはさまざまな領域があり、一つの領域だけの実習では偏った音楽療法観を持つ危険性がある。そこで2年次に「音楽療法実習」として、さまざまなセッションを見学させる。概ね実習担当教員が学内・学外で行っているセッションを見学することになるが、機会があれば、それ以外の場所での見学もありうる。回数は各期4回以上とし、4名の教員すべてのセッションを見学する。対象者は認知症の高齢者、健康な高齢者(介護予防のための音楽療法)、精神障害者、知的障害児・者などである。見学の前後には、担当教員が事前・事後指導を行う。

同じく2年次に行われる「音楽療法実習」(施設等体験実習)については前述した。

音楽療法の本実習は、「音楽療法実習」、「音楽療法実習」で、3～4年次に行う。「音楽療法実習」は学園付設の「子ども・子育て支援研究センター」にて、障害児を対象とする音楽療法を実施する。「音楽療法実習」は高齢者を対象とする実習で、近隣の高齢者施設において、認知症高齢者の音楽療法を行う。

本実習では学生を3～4名のグループに分け、交代でそれぞれの施設を訪問する。学外実習は原則として隔週であり、学外実習がない週は、学内で前回実習のフィードバックと次回実習のリハーサルを行う。

また、実習が単なる演奏活動に終わらないために、実習前には事前の実習計画書、実習後には観察事項の文書の作成と提出を学生に義務付ける。観察事項の文書にはひとりのクライアントに関する事例報告もあり、個人情報が含まれることもあるため、厳密な管理を学生に指導する。こうした書類は1冊のファイル(実習ノート)としてまとめ、学年末に提出する。年度末には別途、実習報告書の作成も行う。

学内でのフィードバックとリハーサルは専任教員2名と非常勤講師2名が担当する。全体の統括は専任教員が行うが、他の講師とも学生指導や施設との連絡調整も含めて密な連携をとる。

成績の評価方法としては、学外実習への参加の様子だけでなく、フィードバックとリハーサル、実習ノート、実習報告書などを総合的に評価する。

危機管理としては、まず、大学入学時に麻しん等の予防接種歴に関する調査を行う。その調査結果に基づき、学生への予防接種の指導を行う。また実習中の事故や怪我を避けるために実習の事前事後指導に際しては、危機管理の基礎について十分な指導を行う。さらに、実習中の事故はどれほど意識して避けようとしても学生に責がないものも多いため、入学者全員には「学生教育研究災害傷害保険」、「学生教育研究災害賠償責任保険」への加入を義務化する。その他、実習に伴う危機管理の具体的方針は実習委員会によって定め、実習先との連携も含めて万全を期す。

実習の水準の確保については、学外実習には必ず同行者がいること、実習のフィードバックとリハーサルに十分な時間を割くこと、実習先となる施設と専任教員が日頃から連絡を十分に取ることなどで、十分な水準を保つ。

## 10. その他の実習について

子ども学科において、「教育・保育体験<sub>Ⅰ</sub>」、「教育・保育体験<sub>Ⅱ</sub>」、「インターンシップ」を開講する。

「教育・保育体験<sub>Ⅰ</sub>」、「教育・保育体験<sub>Ⅱ</sub>」は、1年次に学習した内容を実践へ応用・発展させるために、主に教育現場・保育現場でのボランティア体験の準備と実際の体験を行う。具体的には子どもに関わる仕事で特に重視される社会的マナーを中心とした心得、および「基礎ゼミナール<sub>Ⅰ</sub>」、「基礎ゼミナール<sub>Ⅱ</sub>」を含めたこれまでの学習内容を教育実践・保育実践へと媒介する模擬活動を中心に行う。学生は空き時間や休日などを利用して、担当者と連絡を取りながらボランティア体験を行う。担当者は、必修科目である「教育・保育体験<sub>Ⅰ</sub>」ではチューターである専任教員、選択科目の「教育・保育体験<sub>Ⅱ</sub>」では専任教

員1名である。学生の生活の場所や履修計画などの希望によってボランティア先は異なるため、ボランティア先の決定は、広島市教育委員会のインターンシップ制度を活用するほか、学生が希望する小学校・幼稚園・保育所の実習希望先などとの個々の交渉によって行う。ボランティア先の選定は担当者である教員の指導を受ける。

「インターンシップ」では、近隣の子どもに関わる一般企業を対象に、夏季休業期間を利用した1週間の学外実習を行うものである。一般企業としては、子ども服や玩具店などが主な対象となる。実習先の開拓および連絡・調整には専任教員1名があたる。

## サ 編入学定員の設定と具体的計画

(資料16参照)

### 1. 編入学を設ける理由

学芸学部において、3年次に編入学定員を設ける理由は、以下の2点である。

- 1) より高度な知識と技術をもつ教育者、地域文化の担い手を育成するため。
- 2) 広島文化学園短期大学卒業生を中心に、短期大学・専門学校等の卒業生に対してさらなる教養教育や専門教育を行うため。

### 2. 編入学年次と編入学定員ならびに編入学学生募集の対象

編入学年次・・・3年次。

編入学定員・・・子ども学科10名、音楽学科10名。

学芸学部子ども学科への編入学受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 短期大学又は高等専門学校を卒業した者、又は卒業見込みの者
- イ 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、又は修得見込みの者
- ウ 修業年限が2年以上で、総授業時数が1,700時間以上を満たすと認定され、在籍した学科の分野や履修内容で整合性があると認められる専修学校専門課程を卒業した者、又は卒業見込みの者

学芸学部音楽学科への編入学受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 音楽系の短期大学・4年制大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- イ 音楽系大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、又は修得見込みの者。
- ウ 修業年限が2年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が、1,700時間以上である音楽系の専修学校専門課程を卒業した者、又は卒業見込みの者

### 3. 選抜方法

学芸学部編入学規程に基づき、編入学選抜試験は、子ども学科では小論文及び面接に

よって行う。音楽学科では実技試験及び面接によって行う。具体的方法は、募集要項で明示する。

#### 4．既修得単位の認定方法

- 1) 編入学する前に、他の大学または短期大学、専修学校で履修した授業科目について修得した単位については、シラバス等によって授業科目の内容を審査し、学芸学部で開講されている専門科目に相当するとみなされる科目については、個別に認定する。
- 2) 個別に認定した単位数は、編入学前に大学等出身学校で取得した単位数を超えることはできない。なお、編入生が編入学前に本学および広島文化学園短期大学で修得した科目は、この限りではない（**前掲の資料7及び資料8の単位の読替表を参照**）。
- 3) 単位の認定を希望する編入学生は、入学時に学生部が別に定める申請様式によって学生部長あてに認定申請を行う。単位の認定は教授会で審議し決定する。
- 4) 保育士資格科目に関しては、厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準（第二・5）」により、入学前に履修した履修した保育士資格取得科目は30単位を越えない範囲で読替える。
- 5) 幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状取得に必要な科目に関しては、「教育職員免許法施行規則第10条の7」にしたがい、既修得単位の読替えを行う。
- 6) 中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）取得に必要な科目に関しては、「教育職員免許法施行規則第10条の7」にしたがい、既修得単位の読替えを行う。
- 7) 編入学後は、本学の定めるカリキュラムにしたがって、編入学時に認定された単位を含めて卒業要件である124単位を修得しなければならない。

#### 5．履修指導方法及び教育上の配慮

編入生の履修については、子ども学科は幼稚園教諭二種免許状を取得した短期大学卒の学生が、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状を取得することを目的に学芸学部子ども学科へ編入学するモデルと、音楽学科は音楽系の短期大学を卒業した学生が、さらに音楽に関する専門知識、演奏技能と、幅広い教養を習得することを目的に編入学するモデルを提示する（**前掲の資料7及び資料8を参照**）。

編入生に対しては、学芸学部の理念から、教養科目を10単位以上取得するよう指導する。開講年次に関係なく編入生は教養科目を履修できることとするが、本学部の教養の各領域「教養基礎」、「人間・文化の理解」、「地域・社会の理解」、「自然・環境の理解」のすべての領域を1科目以上履修するように指導することで、バランスの取れた教養科目の履修ができるようにする。

また編入生には入学後の最初の学期開始前に、全体オリエンテーションを行う。そ

ここでは履修計画のモデルを提示しながら、履修から（学生の希望によって）資格等の取得、就職活動までの道筋を提示する。あわせて、ひとりひとりの学習支援を行うチューターを紹介する。

編入後の個別対応は、主にチューターが行う。チューターは、編入生のニーズを事前に想定し、それに応じた履修計画を作成する。またその円滑な運用のためにチューター会議や学生部教務のミーティング、学生部会議などを活用する。また、既得単位の認定及び編入学年次の相談を行うため、学生部にアドミッション・オフィスを常設する。さらに、オープンキャンパスなどで相談コーナーを設け、履修と資格取得に関して詳細な情報を提供する。

## シ 管理運営

### 1. 教授会

広島文化学園大学学芸学部には教授会を置き、当該学部にかかる重要な事項を審議する。

#### 1) 教授会の構成員

教授会は、学長及び当該学部に所属する教授をもって組織する。また、教授会が必要と認めたときは、当該学部の准教授及びその他の職員を加えることができる。

#### 2) 教授会の招集等

学長は、教授会を招集しその議長となる。但し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

学長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し、要求があった場合には、要求のあった日から14日以内に教授会を招集する。

#### 3) 教授会の開催

教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって開催する。

#### 4) 審議事項

教授会においては、次の事項を審議する。

(1) 教育課程及び授業に関する事項

(2) 学則及び学内諸規定に関する事項

(3) 学生の入学、編入学、社会人入学、留学生入学、再入学、転入学、休学、復学、転学科、転専攻、留学、転学、退学、除籍及び卒業に関する事項

(4) 学生の厚生補導に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 教授、准教授、講師、助教、助手の候補者の選考、昇格等に関する事項

(7)教員の研究等に関する事項

(8)その他教育研究上必要と思われる重要事項

5)運営細則の委任

その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

2. 評議会の開催

本学に関する重要な事項を審議するために、評議会を開催する。

評議会は、学長、副学長、学長補佐、各学部長、各学生部長、各学部ごとに教授2名、研究科長で組織する。評議会が必要と認めた場合は、評議会員以外の者を加えることができる。

3. 人事委員会

教員の人事（採用、昇任等）については、人事が公正かつ円滑に行うために、人事委員会を設け、審議する。

1)人事委員会の構成員は、学長、副学長、学長補佐、学部長、学生部長、図書館長、学科長、事務部長である。

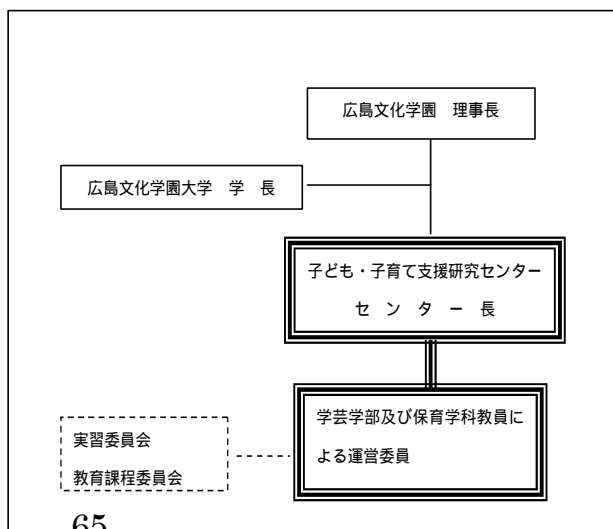
2)教員の採用・昇任等を行う場合は、具体的な教員審査を行い、その結果を教授会に提案し、審議・決定する。

4. 教授会以外に関連する委員会等（各種委員会）

各種委員会としては、保健委員会、入学試験企画委員会、自己点検評価検討委員会、教育課程委員会、実習委員会、FD委員会、紀要編集委員会、演奏委員会、図書館運営委員会、就職指導委員会、企画広報委員会、予算配分委員会、人権教育推進委員会等を設ける。

5. 広島文化学園子ども・子育て支援研究センター

「広島文化学園子ども・子育て支援研究センター」は、広島文化学園大学及び広島文化学園短期大学の子ども・子育ての支援に関する総合的研究を行うとともに、学生へ学習機会を提供し、地域貢献の役割を果たす組織であるため、特にここで取り上げる。学生の学



習機会に関しては、「コ 実習の具体的計画」の「4. 子ども・子育て支援研究センター」で、ここでは組織および活動について述べる（資料11参照）。

<組織>（図を参照）

センターに関する事項を審議するため、センター運営委員会を置き、次にあげる委員をもって組織する。

- (1)学長と協議のうえ、理事長が委嘱するセンター長
- (2)学芸学部子ども学科並びに音楽学科、広島文化学園短期大学保育学科の教員から選任された者
- (3)その他学長が指名する者

<活動>

センターは、上記の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1)子どもの発達と教育・保育に関する総合的な研究活動
- (2)子ども・子育て支援としての教育相談、情報提供、公開講座、交流の場の提供
- (3)学生の子ども理解及び総合的指導力を向上するための教育研究の実践活動
- (4)地域における子ども・子育て支援を促進するボランティア活動等の実践活動
- (5)その他前条の目的を達成するために必要な業務

なおセンターは、学芸学部の広く子ども・子育て支援活動に関わる授業（子ども学科「子育て支援論」や音楽学科「音楽によるアウトリーチ活動」等）において施設の活用で協力するほか、センター主催の子ども・子育て支援活動において学芸学部の協力を得ることによって、学芸学部の学生に実践力養成の機会を提供する。

## ス 自己点検・評価

### 1. 自己点検・評価の経緯

広島文化学園大学は、前身である呉大学の開学した平成7年より自己点検・評価を開始し、社会情報学部では平成10年から、看護学部では平成12年から自己点検評価報告書を原則として毎年作成し公表してきた。建学の精神に沿った高等教育を行っているかを教職員が自ら点検する活動こそ、大学運営の改革と改善につながるとの認識によるものである。

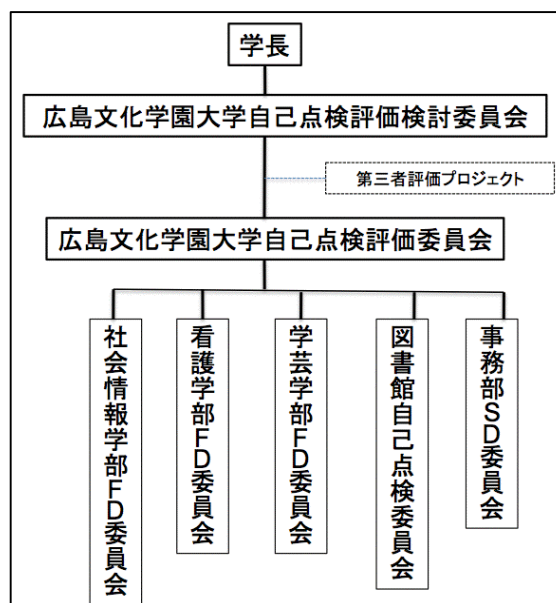
平成16年の学校教育法一部改正を受け、認証評価機関による第三者評価が義務化されたことに対応し、それまで呉大学で行われていた独自の評価項目と方法に加え、認証評価機

関の設定する評価項目についても自己点検・評価を行っている。現在、広島文化学園大学は(財)日本高等教育評価機構に加盟している。平成20年に第三者評価を受けた結果、適格と認定された。

## 2. 実施体制

広島文化学園大学自己点検及び評価規程、広島文化学園大学自己点検・評価実施細則を定め、広島文化学園大学自己点検評価検討委員会を置く。この委員会は学長、学部長、学生部長、事務部長などより構成され、学校法人広島文化学園および姉妹校の広島文化学園短期大学との連携をはかりながら、年度ごとの自己点検・評価活動についての調整を図る。

広島文化学園大学自己点検評価検討委員会の決定に従い、全学的な自己点検評価委員会を置く(右図を参照)。学長、副学長、学長補佐、学部長、学生部長、事務部長、事務部次長、図書館長で構成



し、年度ごとの自己点検方針を決定し、各学部でのFD活動、大学事務部全体でのSD活動を行う。各学部におけるFD活動は、各学部FD委員会において実施する。FD委員会は学部長、学生部長、学生部次長、学科長、領域ごとの教員代表者、事務部次長で構成する。大学事務部全体のSD活動は、毎月開催される部長課長会議において日常的に点検と評価が行われる。また、大学事務部は、学園法人事務局広島文化学園短期大学事務部と広島文化学園評議員会の事務部会においてSD活動に関する情報交換を行う。

各学部FD活動、大学事務部全体のSD活動の結果は、自己点検評価委員会に報告され、毎年発行する自己点検評価報告書にまとめられる。なお、大学機関別認証評価(第三者評価)に際しては、第三者評価プロジェクトを臨時に設置して対応している。

## 3. 評価項目

### 1) (財)日本高等教育評価機構によって定められている評価項目

建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、教育研究組織、教育課程、学生、教員、職員、管理運営、財務、教育研究環境、社会連携、社会的責務での全11項目について自己

点検・評価を行っている。

## 2) 広島文化学園大学独自の評価項目（方法）

大学運営については、上記の項目で自己点検・評価を行うが、教職員すべてが個人レベルにおいて自己点検・評価を行っている。教育職員にあっては、大学（学部）改善、研究推進、教育改善、その他の4項目について、年度初めに自己目標を設定し、年度末に目標達成度および活動記録について自己点検・評価を行い、それについて同僚評価を受ける。事務職員においては、緊急改善項目、業務の効率化、その他の3項目について自己目標を設定し、年度末に自己点検・評価を行うと同時に、半期毎に事務職員どうしの面談を行い、進捗状況について相互評価を行っている。

また、上記とは別に、学生による授業評価アンケート、卒業生対象アンケートも実施し、教職員で行う自己点検・評価を補っている。

## 4. 評価結果の活用と公表

大学全体の自己点検・評価については、原則として毎年、自己点検評価報告書を作成し、内外に配布してきたが、この活動を継続的に今後行う。特に(財)日本高等教育評価機構に第三者評価受審のために提出した「自己点検報告書（平成20年度分）」は、審査結果と共に大学ホームページに掲載している。なお、自己評価報告書に述べている改善すべき項目については、優先順位を考慮の上、次年度の大学運営で改善の実現を目指すこととしている。また、内容によっては、教員研修、職員研修、役職者研修（教員および職員の役職者）で取り上げて、検討を行うこととしている。

広島文化学園大学独自に行っている個人レベルの自己点検・評価は学外に公表していない。しかし、目標設定、目標達成度、活動記録、自己点検・評価については、「同僚による相互評価」を義務づけており、次年度の改善・改革に活用している。

## セ 情報の提供

### 1. 建学の精神の周知方法

建学の精神である「究理実践」、この精神を実現するための具体的手法である「対話による教育」、教育環境を説明する「嚶鳴教育」について、また「人間力・専門力・就職力を育成する」という基本理念について、学内外に頻繁に示している。

学外に対しては、広島文化学園ホームページ <http://www.hbg.ac.jp/houjin/index.html>、学生募集のための『大学案内』を利用して説明を行っている。またプロモーションビデオを作成し、高校教員対象の教育内容説明会や受験生対象の大学オープンキャンパスなどで機会を設けては上映している。学内に向けては、学生便覧に相当する「学生生活の手引き」、さまざまな印刷物で説明を行っている他、入学宣誓式や学位記授与式などの行事や学生対象のさまざまなガイダンス（新入生ガイダンス、新学期ガイダンスなど）における学長・学部長・学生部長などによる講話や、セミナーでのチューター説明などにより学生に示している。

また、広島文化学園大学シンボルマーク、各キャンパスの玄関や応接室に「究理実践」の額、石碑を設置して、それぞれ建学の精神を示している。

## 2．カリキュラム、学則等各種規程、シラバス

カリキュラムの概要及び学生生活に関連する学則等の各種規程は学生便覧に該当する『学生生活の手引き』を、またその詳細は『シラバス』を冊子にして印刷し、学生全員に配布する。またホームページにもカリキュラムの概要を「フロー」として提示する。学則等の各種規程を印刷した冊子を事務室に置き、誰でも確認できるようにする。

## 3．専任教員のプロフィールと研究成果

学芸学部の専任教員のプロフィールと研究成果は、ホームページの「教員紹介」ページ上で公開する。また教員の研究成果を発表する媒体として、紀要を年一回発行する。

## 4．学生の研究成果の公表

学芸学部音楽学科は、年一回開催する定期演奏会をはじめとして、学生の演奏の機会を複数回設け、地域に開かれた学科を目指す。

また学生の四年間の研究成果の発表の機会として、学芸学部子ども学科は卒業研究発表会を行う。また卒業論文集を作成し、学生全員に配布するほか、図書館にも保存する（閲覧可能）。音楽学科は卒業演奏会を毎年3月上旬に開催し、優秀な成績を修めた学生の演奏を行う。卒業研究発表会、卒業演奏会ともに、広く地域に公開する。

## 5．自己点検評価報告書

広島文化学園大学は『自己評価報告書』を年一回刊行し、内外に配布している。

## 6. 公開講座等

広島文化学園大学は社会情報学部と看護学部において、これまで毎年公開講座を開講し、地域の多くの参加者を得てきた。学芸学部でも公開講座を行い、これまでと同様にホームページなどで公表し、周知させる。

## 7. 設置認可申請書

広島文化学園大学学芸学部の設置認可申請書は、申請後にホームページ上に掲載する。

## ソ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

### 1. 学芸学部の FD 活動

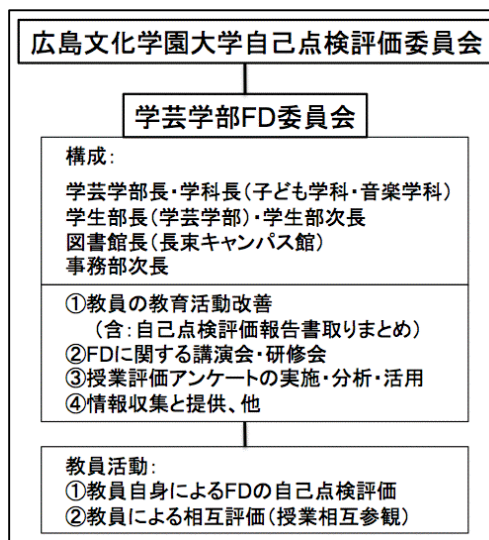
広島文化学園大学は、すでに述べたように広島文化学園大学自己点検評価委員会を中心とし FD 活動と SD 活動を推進している。

FD 活動については、平成 21 年度現在、社会情報学部と看護学部を擁しているが、それぞれの教育研究内容が大きく異なるため、学部毎に FD 活動を行ってきた。学芸学部も独自の新たな教育研究内容を持つ学部となるため、学部独自の FD 活動を展開する。

広島文化学園大学自己点検評価委員会は、自己点検と評価の適切な実施と教育活動の改善・推進に向けての各学部間の調整を行うとともに、活動結果をまとめ、大学全体としての自己点検評価報告書を作成する。

学芸学部では学部長を中心に、広島文化学園大学学芸学部 FD 委員会を設置する(右図)。FD 委員会は、主に 教員の教育活動改善のための方策に関する事項、 講演会、

研究会等の企画・実施に関する事項、 学生の授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項、 FD 活動に関する情報収集と提供に関する事項、 その他、学長並びに学部長が諮問する事項、を扱う。具体的な活動としては、個人レベルでの自己点



検評価と、それに対する相互評価、および授業の相互参観が最も基本的な FD 活動である。個人レベルの自己点検評価は、a)教育に関する評価、b)研究に関する評価、c)その他の業務に関する評価、の3つの観点から行われる。

評価の時期は毎年度末に、当該年度の自己点検評価を行い、同時に次年度の目標設定を行う。また相互評価は、教員がその所属する学科内で、自己点検評価と次年度の目標を公開し、同じ学科の他の教員1名以上がコメントを加えることを中心として行う。以上の自己点検評価と相互評価の結果は、学部のFD委員会に提出される。授業参観については年に2回、セメスターごとに行われる。教員は、自分の授業が入っていない空き時間を利用し、他の教員の授業を参観することとする。参観した教員は「授業参観報告書」を作成し、参観された教員を経由してFD委員会へ提出する。基本的な参観者の姿勢は「他の教員の授業から学ぶ」であり、授業参観報告書の作成は、参観された教員の授業改善と共に、参観者自身の自己反省の契機となることを旨とする。

また学外講師や学内講師を招いてのFD研修会を年に二度行う。FD委員会が研修会の講師の選定や交渉、運営などを統括する。学外講師を招聘する趣旨はFD活動自体への理解から具体的な授業改善の方策など幅広いものとする。学内講師については、授業参観報告書などを参照しつつ、優れた授業実践を行っている大学内や学園内の教員などを講師として招聘するものである。

## 2. 学園全体としてのFD活動

学園に広島文化学園代議員会議を置き(右図)、大学・短期大学・学校法人が一体となって統合できるよう協議と調整を行うため、毎月1回の会議を開催している。

この中に4つの分科会が置かれているが、その一つの学部学科会は大学および短期大学の学部長、学科長より構成される。教学面における学園内の統合作業の他、FD活動の統合と調整、FD活動に関連した研修を行っている。

